

令和2年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和2年12月15日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和2年12月16日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼 事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	水道 課 長	橋川貴月君
会 計 管 理 者	内田明文君	教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下 慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- (1) 5番 阿部 豊 議員
- (2) 7番 橋本 義雄 議員
- 日程第3 議案第94号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第95号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第96号 道路認定変更に関する件
- 日程第6 議案第97号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第7 議案第98号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第99号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第100号 令和2年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第101号 令和2年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

おはようございます。

本日は、令和2年12月第4回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、橋本義雄君、8番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 一般質問（阿部豊 議員） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、一般質問をきのうに引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、5番、阿部豊議員の発言を許可します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

5番、阿部豊でございます。質問通告書に基づき、質問を行いたいと思います。今回、コロナ禍の状況ということで、質問、持ち時間は40分ということですので、今回は2問質問をさせていただきます。

師走も差し迫りましたが、振り返りますと、私も2期目の終盤ということで、質問できるのも今回と年明け3月を残す限りとなりました。質問にありますとおり、私、2期目、8年間ですね。ほぼ8年、一議員として御意見を様々させていただきましたが、佐々町の現状をかえりみますと、町民の方もおっしゃられるんですけども、周辺自治体の方々も、「佐々町はよかね。」と言われることが多々あります。質問にありますとおり、今回の1問目、3期12年を振り返り、町長の行政評価はいかにということで。県内のほとんどの市町で人口減少しております。もうこれは全国的な問題でございますけども、本町は微増ながら増加しているという町です。町長の施策の何が奏功したと思われるのか。また、今後の展開をどのように構想されているのか、お伺いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、住民基本台帳の人口でございますと、11月末で1万4,096人ということで、ことしに入りまして1万4,000人台を常時維持しているということで、そういう推移をしている状況でございます。

令和元年度の人口と、それから、5年前の平成26年度の人口を比較しますと、14歳以下の年少人口というのが157人増加しておりまして、特に10代未満の人口というのが139人増加しまして、40代の人口も合わせて149人増加していると。この若い人たちが本町に入ってきていらっしゃるということは、やはり我々としましても、町の活性化につながるということで大変嬉しく思いますし、やはり子どもが増えるってということは、やはり町の活性化といえますか、にぎやかになるということで、大変我々もうれしく思っているところでございます。

この人口増加要因というのがあります。今、御質問がありました。しかしながら、これは、はっきり、どういうことで増えたのかというのは分からないわけでございますけど、確かに増えたというのは、やはり西九州自動車道路の開通ですね。それと、もう一つは、やはり今までの先々代々の町長さんたちが、やはり社会資本の整備といえますか、ハード事業をよくやってくれてたと。やはり図書館とか、いろいろな施設をつくっていただいて、そのあと、私があつて補完をしたということで、そこであまりいいんじゃないかと。それと、あとは福祉関係で、福祉政策ですね。福祉政策をやはり町として、ほかに負けないようにやったことが、こういう要因があつたのではないかと。ただ、我々としては、なかなか中身がどう、こういう増えたのかというのは、要因はよく分からないんですけど、やはり町としましても、今からの子育て支援というのは充実させなきゃならないということは考えているところでございまして、そういうことで人口の増加の要因ではないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

そうですね。具体的に何がというのは難しい判断になるかと思いますが、町長がおっしゃられたように、歴代の町長が社会資本整備を町内くまなく、特に下水道とかなされまして、住環境の整備、それに、西九州自動車道のアクセスという部分について充実をしたと。

私を感じますところは、町長が謙虚におっしゃられましたけれども、福祉政策の部分について、私は入庁当時、昭和62年ですけども、私も旧職員でしたから、元職員ですので、保健師について2名体制だったんですね。現在は少子高齢化ということで、高齢化に伴う介護保険のスタートが2000年。現在は保健師が8名いらっしゃるということで、この1万4,000の人口の我が町に、専門職の保健師が8名もいるというのは特に充実して、そこに手を加えられた、結果、最初2000年当時、合併問題等々あつて、介護保険、厳しい状況であった佐々町ですね。高い高齢化率、認定率に伴う介護保険料とか、この先どうなるんだろうというような、非常にピンチだったと思うんですよ。これを福祉政策にてこ入れをされ、マンパワーを増やされ、ここに充実をしてきた、結果、30年には大臣表彰まで受けるというような、全国で注目される状況になっているのが現状じゃないでしょうか。このところが、やはり高齢者の方々の安心、安全につながって、また、流入人口においては、先ほどおっしゃられたアクセス及び社会資本の整備、インフラ整備が整っているということで、「佐々は住みやすからしかね。」ということ、高い

評価を受けています。

ただ、重要課題は、先の同僚議員の質問等で御指摘をされておりますので、その具体的な部分については避けたいと思いますけれども、施設、インフラ整備が整っていますが、これが老朽化して、今後の管理、整備という課題は山積しております。やっぱりマンパワーは大事だし、ピンチだったときの介護等について、てこ入れをされて、いい成果が生まれてるんですよ。だから、そこにやはり課題を、課題として着実に捉えて、てこ入れをしていけば、改善していくという結果をつくられたと思うんですよ。だから、そのてこ入れをどのポイントからするかというのを再度捉え直して進めていけば、改善していくんじゃないかというふうに私は感じますので、その結果は残されてるんじゃないかなと思うんですよ。それが、最たるものが介護保険の現状であり、住民の安心につながっていると。ほかの諸課題も、やはりてこ入れを、確実にポイントをつかめて、てこ入れをされれば変わっていくと思うんですよ。そういった点で、私は、やはり人口減ってないのはすばらしい成果だと思いますよ。だから、今後の課題を着実に捉えていただいて、てこ入れをして改善をしていただくと。作るのは簡単ですけど、それを維持管理するっていうのは非常に難しい問題であり、そのポイントを着実に捉えるというところが重要なんじゃないかなというふうに感じますので、今後の展望を含めて、再度その質問をさせていただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今後の展望といいますか、確かに介護保険の場合は、やはり保健師さんたちが一生懸命になってやられまして、介護保険が下がったということで我々も大変うれしく思っていますし、マンパワーというのは大変やっぱり必要なことだと思っておりますし、適材適所でどう、うつつのかというのはなかなか厳しいわけでございますけど、町として、この前、きのうの一般質問にも、6番議員からも御質問がありました。やはりいろいろなマンパワーというのは、もう少しよく考えて、十分我々もやらなきゃならないと思っておりますので、これについては、やっていきたいと思っております。

今からこの基本構想というのが今できるわけですね、皆さん御存じのとおり。そういうことで、人口減少と先ほど言われましたように、それから、少子高齢化がどんどん進んでいく、進行する中であって、やはり行政サービスをどのような維持していくのかと。これ持続的にやっていかなきゃならないわけでございます。人口が減っても、やはり高齢化になっても、この安定的な提供をしていくためにはどうするのかというのをやはり考えて、やっぱり行政が今、各行政がずっと分かれているわけですね。ただ、これを行政区域を超えながら、これもやっていくというの、いわゆる経費の節約といいますか、そういうことになるんじゃないかということも考えられるわけでございます。ただ、社会経済的にとか、関係性のある自治体とかずっと横にいらっしゃるわけでございますので、そういうつながりをやはり大切にしながら、今後、サービスとか医療とか福祉なんかもやっていかなきゃならないんじゃないかと。これは将来的に必ずこういうことが出てくるわけでございます。ただ、これは合併とか何か絡みますので、これはやはり町として、これ合併問題はもうなくなっていますので、やはり独立した関係で、やはり横のつながりというのできるような仕組みができるんじゃないかと、私は将来的にはそういうことを考えています。

ただ、やはりこういうことを支えながら、やはり地域のサービスというのは維持をしていかなきゃならないというのは、将来的に人口減少の社会でございますので、2040年ですか、2060年には1万1,000ですから、人口1万1,000を目指しているわけでございますので、そういう中

でやっていくというのが、やはりそういうつながりを持たなきゃならないということだと思います。このようなことから、やはりこの前もお話、ようやく議会のほうで御理解をいただきまして、西九州させば広域圏とかどうするのかって。ここの中でもやはり十分話し合っていたいて、やはり今からの少子高齢化社会というのをどう発展させるのかというのが、私は、将来的に今から出てくるのではないかと。一小さなこの自治体でやることじゃなくて、連携をしながら、やはり経費的に抑えるとか、いろいろなことが出来るわけですね。それを、やはり佐世保市さんが音頭を取るというか、やっぱり一番の自治体ですから、中心地ですから、そこをやって連携するのも、これも一つの手じゃないかということは考えておりますので、それをやっぱりどうするのかというのは、今後やはり十分注意していかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

2問目の質問の回答みたいな形になっていて、2問目はまだ入っていません。行政評価の部分で申し上げたんですけど、提案を含めてですね。総論として人口が減っていないっていうことは、住民の方に認められ、流入人口も増えているという有り難い状況ですよ、はっきり言えば。そこの行政評価ということで1問目に上げている次第でございますが、1問目の質問で町長は謙虚にお答えをいただいているんですけども、そういった中、片付いている実績があるというのが、例を取っていくと、介護保険だということで申し上げている次第です。

あと重要課題、その他のインフラ、老朽化した施設等々の改修や新たな給食センター等々の問題、同僚議員の一般質問で、検討して今後というような回答でした。そういったのも片付くためには、やっぱりそのてこ入れっていうか、そこの町長のトップとしてのてこ入れが、職員に伝わって、職員のチーム力を結集すると進んでいくんじゃないかと。介護保険がそうですよね。介護保険のためだけではないんですけど、福祉の充実ということで保健師2名が8名になって、この8名の方々だけじゃないと思うんですよ。そこにはチーム力があって、正職8名の職員の方々の下、そこに団結をし、チーム力をもって町内全域をケアするという中で、結果が生まれてきたと。

先ほど来から言っている課題ありますね。老朽施設、インフラ整備を歴代の町長がしていただいた下に、住民の方の満足というのを得られていると。これを継続していくという、また難しい課題、これを町長は進められているわけですけど。ここに解決していない部分について、やはりてこ入れですね。町長としててこ入れをしていただいて、職員に伝えていただいて、チーム力を団結することによって、これは、事は進んでいくんじゃないかと。その結果が、例としてあるのではないのでしょうかということで申し上げておりますので、そこところを再度、結果として人口が増えている。これは政策、高齢者の方の安心、安全につながっているんですよ。若い人も入っている。これはインフラ整備、アクセス、そういった部分に佐々町が認められていると。

あと、課題があったのは、ある部分については、同僚議員が具体的に質問をされたんですけど、進んでいるような状況にないというのを感じているので、そこは再度、町長としててこ入れして、チーム力を団結して解決していくんだという意気込みを伺いたいということで、再々々質問したいと思います。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど阿部議員もちょっと触れられましたけど、今、社会資本整備ということで、ハード的な事業というのが、4大事業と申しますか、4つの事業が残っているわけです。し尿処理、ごみ処理がちょっと私のほうでも誤算があったということで、いろいろなことであつたわけでございまして、ようやくできるっていうことで考えていますし、し尿処理についても、やはり早くもう少し解決すればよかったんですけど、いろいろな問題がございまして、地元の説明会も行いまして、ようやく軌道に乗ると。

それから、給食センターの場合も、これも用地を確保するのをどこにするのかとか、町有地をやるということで決めていますので、どこかを探すっていうことで、もう少し、例えば、はっきりさせるんじゃないかということで、それもやっていかなきゃならないと。

それから、もう一つは、庁舎建設も、これも私もちょっと、庁舎建設が一番最後ということで考えていたんですけど、やはり防災・減災の起債事業が、年度がもう迫っているということが、私がちょっとそこまで、急にむこうのほうから言われまして、そしたら、せっかくですから起債事業を使わなきゃならないということで、緊急的に皆さん方をお願いして、こういう設計というのをやったということで、やはりお金が要るわけですけど、これは、どうしても佐々町の役場というのは、やはり中心、皆さん方のよりどころっていいですか。そういうことになるようにやっていかなきゃならないし、やはり防災、災害時の一番の中心地になるわけでございますので、それもやらなきゃならないんじゃないかということで、こうしたわけです。

ただ、今、阿部議員がおっしゃったように、いろんな事業をやる上で、やはりマンパワーというのは我々も必要だと思っておりますので、このやっていく中で、やはりみんな、職員のみんながやはり一緒になって、やはりチーム力を出していただいて、やはりこれを乗り越えていかなきゃならないと。やはり4大事業という、やはりかなりの財政的な負担もくるわけでございます。これを皆さんと乗り越えてやっていかなければ、出来ないところは出てくるわけでございます。やはり国からの補助っていうのも、どれぐらいくるのかっていうのが、いろいろ補助をもらいながらやっていかなきゃならないわけでございますので、町としてそういう、我々としても、やはり住民の皆さんと共にやらなきゃならないし、それを住民の皆さんの幸せをするためには、やはり職員みんなが一致団結してやっていかなきゃならないというのは、我々も肝に銘じて今後ともやっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

しっかり職員力を結集すれば、解決していることは多々あると思うんですよ。再結集していただいて、諸課題の解決に全力で取り組んでいただきたいということを申し述べて、1問目を終わりたいと思います。

2問目、佐々町基本構想、広域行政のプランはいかにということで、基本構想に掲げる将来像を達成するため、「まちづくり目標」に対する現状と課題、課題解決に向けた取組方針、重点的に取り組む具体的な事業内容を示すアクションプランがあります。社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、実施計画期間は3年間とされているが、少子高齢化の時代に周辺自治体との連携をどのように考えられているかということで質問の要旨は記載しておりますが、何を申し上げたいかというのは、佐々町合併しなかったということで、周辺は全てが佐世保市でございます。近隣自治体として、県北部では松浦、平戸が、自治体があられます。

今回申し上げたいのは、中枢連携ということでのお話ではなく、一番の関わりがあるのが佐

世保市さんであります、常に連携しているわけですね。火葬場もお世話になり、消防も広域連携でお世話になっている。また、保育ですね。広域保育については、これも周辺、佐世保市のみならず、周辺自治体との連携。様々な連携を周辺の自治体とさせていただいて、住民の福祉の向上につなげているというのが現状だと思います。

諸課題の中で一番大きなのが一般廃棄物の問題ということで、中枢連携のほうでも課題になっておりましたが、結局私が耳にしますのは、佐々町はよかどこ取りで、お願いばかりじゃないかというふうな意見も耳にするんですよ。とはいえ、行政以外の商業経済活動で言えば、旧北松の方々が買物等に来ていただくのは、佐々町に寄っていただいていると。全て経済活動が、佐世保市まで行かれないで、佐々町に寄っていただいていることによって、佐々町が潤っているという状況もあり、そういった連携が、行政以外の部分で活発に行われているというのが現状ではないでしょうか。

こういった状況を考えて、結局お願いばかりじゃなくて、佐々町ならではの、佐々町が特化して何をできるのかというのをまずは考えて、県北部の佐世保市の住んでいらっしゃる方々は、佐々町というのがアクセスいいわけですね。そういったところで考えると、行政の連携によって福祉のサービスが上がる。佐世保市さんや周辺自治体が困っていることが、佐々町と連携することによって解決するというのも、なきにしもあらずだと思うんですよね。こういうことが出来ますよというふうな協議を佐々町がすることによって、それを周辺の町長ですとか、トップ会談、市長や副市長や、そういった方々と話をさせていただいて、つなぐと。そうすると、やっぱりお願い、頼み事っていったら、お願いばかりじゃなくて、これが出来ますよと、連携しましょうかというような提案をすることによって、お互いが助かると。そうすることによって、こちらの課題も、これお願いできんでしょうかというのも言いやすくなるんじゃないかなと。その気持ちが大切じゃないかなというふうには、私は感じるわけですね。民間ではそういったふうに、佐々町のみならず、周辺の組織と連携をして、広域的な交流や活動が生まれていると思うんですよ。行政もそういったスタンスに立って提案をすることによって、さらなる問題がスムーズに解決していく、そういったふうに私は感じるんですけど、町長としてのお考えはいかがでしょう。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、佐々町民の方々は佐世保市のほうに4割から5割は勤務でいいいますか、勤めていらっしゃるということもあるし、職員のほうも佐世保市の市役所の職員も佐々におられるし、佐々の職員も佐世保にいるというのもたくさんあるわけでございます。

そういうことで、佐世保市と日頃は交流、いつも交流を、民間って今言われるように、いつも行き来をしているわけでございます、本山の人とか平戸、松浦の人は、佐々のほうに買物に来られるという方もたくさんいらっしゃるということもお聞きしております。こういうことで、広域的な交流というのが、今現在、もう民間でもやっておられるわけでございます。ただ、佐世保市民、我々と広域行政圏といいますか、西九州、佐世保の広域都市圏を今形成しているわけですね。うちからもこういういろいろなことが出来るということも、やはり提案はさせていただかなければならないんじゃないかとは思っています。端的に言えば、図書館なんかの利用というのは、佐々町民の人も佐世保の図書館を利用できますよ、佐世保の人も佐々町の図書館を利用出来ますよとか、そういうことも出来るし、いろいろな水の問題もあるし、それから、いろいろ話し合う余地というのはあると思います。ただ、その中で、やはり広域で、連携協議でやってくるのはどうするのかというのは、やはり平戸市さん、松浦市さんも近くにありま

から、その中でやはり考えて、一緒になってやはり提案するっていうことがいいんじゃないかと思っています。

いろいろな行事をするときに、どういうことをやるかというのを、我々もやはり、もちろん佐世保市さんをお願いするだけっていうのは考えていません。佐世保市さんが佐々町にこういうことを是非ともしてもらえないかというのあれば、また、これは皆さん方にお話して、こういうことを言われましたよとかで話はしますが、どちらにしても、もう将来的にはそういうことが出てくる、阿部議員がおっしゃったようなことが出てくると思います。これはもう佐世保広域都市圏をつくっているわけですから、その中で、共同でやれるところは、もうその中に進んでいくのではないかと。将来的には、多分いろんな面が出てくるんじゃないかと思って。ごみ処理もそうだと思いますけど、もう全体的に今も、例えば、平戸とか小値賀なんかも、ごみ処理もなかなか厳しいところがあるわけですね。そしたら、これはどこに持っていくのかというのやるわけでございます。だから、そういうことも全部連携で、やっぱりみんなと話し合いながらやっていかなければならないと思っていますし、今、松浦、平戸さんのごみ処理の施設にしても、やはりそがん、そんなに長く持てないわけでございますので、それはごみ処理だけに限ったことじゃないんですけど、いろんなことでやはり連携を取って、やっぱりお金をそんなにかけないで、みんなでやれば怖くないんじゃないんですけど、みんなでやれば安くなるようなことが出てくるんじゃないかと。人口は減るわけでございますので、少子高齢化で減るわけでございますので、そこら辺は、やっぱりシンプルにやっていかなきゃならないんじゃないかと、将来的には私はそうは思っていますけど、私のこれは考えだけであって、皆さんがどう考えてるか分からないんですけど、そういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

今回、こういう質問をさせていただいたのは、そういった提案を町長がトップとしてトップ会談するにも、やはりそういった具体的な状況を内部から吸い上げる必要があると思うんですよ。現状こうですが、こういった視点で広域的に考えると、お互いがいいんじゃないかというような発想を、内部で再度協議をさせていただいて、こういったことができるんだということを、佐々町のみならず、周辺まで含めたところで考えて、視点を変えて、そういった情報を町長が吸い上げ、そういった提案をトップ会談としてしていただく。町長ないし副町長や理事もいらっしゃいます。そういったトップのほうでそういった協議をする場を設けていただけるためには、そういった情報を原課から吸い上げ、提案をしていくと。こちら側からお願いばかりじゃなく、周辺のほうにも提案をしていくとすることができる環境を、その情報をトップとして吸い上げていただいて、それが、情報がないと、町長も提案できませんよね、周辺の。そういったことを庁内で協議をしていただければと。私も職員時代、佐々町だけだ、佐々町だけだということで仕事をしていました。もう今は時代変わってきていますよね。視点を変えて協議をしていただいて、そうすることによって、住民の福祉の向上は、更なる高みにつながるんじゃないかというふうに感じますもので、提案をしている次第です。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今いろいろなお話がありました。やはり広域都市圏の枠組みの中でできるものとか、やはり連携市町の中で新たな、補完し合うといえますか、こういうことが出来る場合は、やはり効率的に活用出来るわけですので、そういうことについては、やはり今後ともやはり検討をして、町としても検討をして、話し合うようにしなければならないんじゃないかと思っています。今後も、今、うちも、先ほど申されましたように、火葬とか、それから消防とか、消防はきのう、出張所の落成式があったわけですので、そういう佐世保市さんと一緒になって広域を組んでいますので、そういう中でやはり効率的に、効果があるものということでは、やはり町としても積極的に参加してやらなければ、この少子高齢化の中ではやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

やっぱりアクセスがいいという状況で、住民の方々がやっぱり佐々に寄っていただいていると思うんですよ。また、行政がそういった連携をして、佐々のほうに拠点をつくっていただく、まあ最たるものが、佐世保市の西消防署が小浦のほうに新築されました。これが最たるもので、そういった部分の拠点を行政が連携して、行政の拠点も県北地区の住民の方々が、まあ周辺は佐世保市ですけど、佐々にあるねというような形になれば、お互いが助かるんじゃないかなど。そういった観点で業務を進めていけば、佐世保市さんも、うちが困ってる分は何とか協力して連携しようじゃないかというふうになっていただけるんじゃないかというふうを感じる点もありますので、こちらからお願いだけじゃなく、これはできますんで、いかがでしょうかというふうな提案を含めた話の仕方、協議の持っていく方がしていただきたいなというふうには私は感じるものですから、そういった意見を申し述べて一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、5番、阿部豊議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（10時36分 休憩）

（10時45分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本義雄 議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一問一答方式により、7番、橋本義雄議員の発言を許可します。
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、佐々川の農業用井堰について、町有ため池の管理について、町道、公園の維持管理

についての3問を質問いたします。

まずはじめに、佐々川の農業用井堰についてであります。佐々川には5か所にラバー井堰があります。

そこでお尋ねいたします。その井堰はどこ所有、財産なのか。管理は関係者でしておられるようですが、所管、つまり産業経済課はどのように関わっておられるのか教えてください。また、井堰が出来たときの決まり事などあれば教えてください。この井堰は、3か所、災害で崩壊しました。2つは災害で補修をするようになりますが、1つはもう撤去されております。残りの井堰も崩壊するおそれがあります。農業にとっては大事な施設です。佐々町として将来どのように考えておられるのか、考えがあればお示してください。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ラバー井堰でございますけど、佐々川の河川の改修に伴いまして、河川の拡幅がなされましたことで、従来の固定堰から可動堰であるラバー井堰っていうことで変更されているわけでございます。このラバー井堰の計画に至る前には、当時の水利組合の関係者に他町の現場を見ていただきまして、承諾をもらったという経緯があるそうでございます。県での工事が完了し、その後の各水利組合に移管をされたということで、その中でおきまして、水利組合から県へ占用の申請がなされたと、行われているということで、このようなことから、所有者というのが占有者でございます水利組合ということで位置付けられているのではないかと思います。

それと、県との関係も、工事は河川課でやったので委任され、現在の管理については、農政側で対応をしているということでございます。

御質問であります佐々川にあります井堰におきましては、御質問のとおり、近年の3か所が被害に遭ったということで、補助により補修をしております。昨年も被災したラバー井堰の復旧作業中でございます。このほかのラバー井堰でも今後被災する可能性もありますし、また、耐用年数も相当きているのではないかとということで、老朽化の対応も必要となるんじゃないかと考えているわけでございます。

このために、各水利組合には、現在、日頃の維持管理を行っていただいておりますが、引き続き管理に努めていただくようお願いをしたいと考えているところでございます。

また、近い将来のこの考え方といいますか、農家数とか耕作地が減少をしていく中で、水利組合の維持管理の有効な手段には、ラバー堰の統廃合による方法が必要だと考えられていますし、県からの意見としても、そういうことで上げられているとお聞きしております。今後とも水利組合、関係者の皆さん方の意見を聞きながら、やはり町として推し進める必要があるとございますので、現状を示して対応していかなきやならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

水利組合の持ち物であるということですか。それで、ちょっとそれで確認をするわけですが、5か所のラバー井堰を立てたり倒したりするときは、関係者と協議をやっておられるんでしょうかね、所管が。また、その順番と、いわゆる立てるときの順番っていうのは決まっていないのですか。

それと、町民への知らせっていいですかね。そういったものはなされていないのか。そしてまた、立てるときには、濁水時に立てれば、水道課が困るわけですよね。そして、倒すときには、またいろんなことがありますので、そういった関係者との話し合い、そして、住民への知らせは必要になってくると思うんですけども、その点どういうふうにされているのか。お願いします。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問のラバー堰の稼働に至りましては、倒す際、また立てる際につきましてになりますけれども、今まで協議という形の中で進めた形じゃなかったもんですから、ことしにおきまして様々な問題というのが上がってきております。

立てる際には、やはり水がなくなってしまうということもありますし、倒す際におきましては、その下流域の状況を見ながらしないといけないというところが分かってなかったものでございます。

ことしにおきましても、少し話し合いというのも行っただけでございますが、そういった稼働をさせる際には、そういった対応ができるような話し合いを持つようにしたいと、していきたいというふうに思っております。

今年度、一度行ったこと、経緯もありますけれども、これ以降もそういう話し合いを進めながら、そういった対応が出来るようにということで進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

実は、この井堰について、下のほうでは、うなぎ塚があって、私もちょっと経験したんですけども、とにかくうなぎ塚は、膝ぐらいいまで入って仕事をするわけですね。ところが、急にその水が増えたわけですよ。一瞬にして胸まで水が増えました。そして、私も手伝っていた関係で、先輩から写真を撮らんかと言われたときに、岸まで歩いていけない状況になりました。流れがひどくて、どんどん、写真を撮る写真機まで、車に置いておいたもんですから行けないんですよ。そして、急流になりました。1時間そのうなぎ塚につかまって対応をしました。それで、どうなっていたかと聞きますと、横手井堰が倒れてるんですよ。それはもう1時間は動きも取れんし、これが子どもだったら流されています。大事になります。

それに、産業経済課が10月4日に、たしか子どもさんたちを水遊びに、その近くに連れて行事をされたはずですよ。そのときだったら、本当に大事故になっていたというふうに思います。

そういうことで、やはり井堰を立てたり、それから、倒したりするときには、もう是非、協議をしながら、そして、住民にやっぱ知らせをしないと大きな事故が起こってくると。昔はみんなその川の中を見ながら、そして、開け堰をしていたというふうに聞いているんですけど、そういった約束事とか決まり事がないなら、早急につくってやってもらいたい。これは、事故の起きる前にそういうことをやってもらいたいと思います。どうですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは私も聞きました。やはり管理組合、水利組合がきちっとするべきで、我々もやはり産業経済課が担当でございますので、やはり産業経済課を中心に、そういうことに注意をしながらやっていかなきゃならないと、大変そういうことで御迷惑をおかけしたとお聞きしております。大変申し訳なかったなと思っております。

今後、やはりそういう管理規定といいますか、そういうのをつくって、やはり住民の皆さん方にお知らせする、共有をするということを徹底させてやりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

それで、ちょっと7月の豪雨のときに、そのラバー井堰をずっと見て回ったんですね。そしてたら、横手井堰だけが、もう石垣ついてあるところまで水がきても、倒れていなかったんです。そういうことであれば、これがそういう大きな水を抱えて倒れたときには、やはり下のほうの護岸が崩れたり、崩壊したりするおそれがありますので、その風船の、どのくらい水が増えたときに倒れるのか、そういうことは皆さん分かっておられるんですかね。生産者だけしか分からないんですかね。それをお尋ねします。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の井堰の倒状に至りましては、やはり水の加重がかかった場合に倒れる部分がありますけども、申し訳ございません、ちょっと私はそこまで、幾らかかった形でちょっと倒れるのかというのは、ちょっと把握しておりませんが、地元の方は認識されているというふうに思っております。そこはまた再度確認しまして、うちのほうも認識をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

そういった災害、事故が起きる前に、そうした協議を生産者の人たちと、関係者の人たちとじっくり話をしながら、ラバーの立て、倒しをしてもらえばと思います。ということで、次に移ります。

次に、町有ため池の管理についてということで、町内には数多くのため池があるわけですが、その管理は、現在、関係者で行われています。しかしながら、関係者が少なくなり、放置されたため池もあります。近年、ため池関係の災害が多く発生しております。そうした中で、ため池ハザードマップ作成を委託されておりますよね。ですが、それが作成されたあと、どのようにされるのかお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ここ数年におきまして、大雨・豪雨による自然災害が多く発生している状況におきまして、国では、ため池での災害対策として、緊急時の迅速な避難行動につなげる目的として、浸水想定区域図やハザードマップ、こちらを作成する事業がなされまして、本町におきましては、補助金のほうを受けまして、今年度事業を進めているのは御存じのとおりです。

このハザードマップを作成するにあたりまして、災害時に関係が深く関わりがある地元の関係者にも、ワークショップの形式による意見をお聞きしながら、作成をしていくというものでございます。

作成後のマップにつきましては、ため池関係者や地元町内会、また、周辺の住民の方へ配布しながら周知していくという計画でありまして、集会所等で掲示いただき、皆様が災害時に危険を回避しながら避難ができるよう、お知らせをしていくというような考えになります。

また、ため池の管理につきましては、利用関係者での対応をお願いしておりまして、町の現在の資金において補修等を実施していただいているところでございます。早急な対策が必要とされる箇所につきましては、補助事業を活用し進めているところでもありますし、今後も対応をしていくものでございます。ただ、過大な負担となる事業でありますので、国や県の事業を活用しながらやっていくという必要があるかと思っております。また、ため池関係者の協力もいただきながら、対策にあたっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

そういう計画でやっていくということですけども、私は、31年の3月に一般質問の中で、ため池の下には多くの住宅があるわけですね。そういった危険性のあるため池などを、状況を把握を急ぐ必要があるということを書いてたわけですけども、把握はされましたか。

また、そういった関係者との話合いついていうものもされたのかですね。やっぱり早めに早めにししないと、例えば、西日本豪雨と、それから、九州北部豪雨がありましたね。その中で、やっぱりその環境を把握することが遅れていたと。だから、堤が崩壊したんだということなんですよ。災害の一番大きいのは、やはり大きな河川が崩壊することですけども、それに続いて堤が崩壊すれば、また大きな災害になります。早めにそういった町の中にある、町の中といいですか、住宅がたくさん密集しているところの上の堤っていうのは、どういう状態になってるのかというのを把握してもらいたい。やはりいつ何どき、今はもう豪雨が発生します。ですから、その発生する前に状況を知りながら、最低の処理はしとかんばいかん。例えば、余水吐を下げるとか、ある程度の水が要らないときには下げておくと。稲が、稲刈りが済めば、もういつとき水は要らないのですから、下げておくとか、そういった日頃の管理が大事なんですよ。ですから、関係者とよく話し合って、堤の管理をしながら補修をしていかんばいかんし、補修するってなると多額の金が要ります。町長が県の要望で、ため池の要望をされておりますが、したと報告がありまして、県議会のほうでも、受益者負担が要るから考えんばということを言われましたね。そういうことで、早めに、そして、関係者との協議をしながら、その堤の把握をしていただきたいと思うんですけども、どうですかね。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問につきましては、やはり日頃の管理という形におきましては、やはり地元のほうともしっかり話をつなげまして管理をいただくという形もございますし、現在作成しております浸水想定区域図ハザードマップ、こちらのほうをしっかり活用しながら対策にあたっていただくようにということで、こちらのほうもつなげていきたい部分でもございますが、現在作成中ということもありますので、これが出来ましたら、しっかり地域のほうにお伝えして、管理のほうに努めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

作成してからということですよ。それまでに雨が降らなきゃいいですけどね。とにかくそういうことで、河川の崩壊の次に、やはり堤が崩壊すると恐ろしいということで、毎年そういった災害が起こっておりますので、慎重に考えてやってもらいたいということで、町長、先ほどの件もちょっと言ってください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、やはりため池の管理ということで、やはり少子高齢化、高齢化になって、なかなか管理するの、関係者が管理するというのは大変厳しい状況になっていると私も思っていますし、今後どうするのかというのが、やはり今、主な課題になってくるわけです。

町としましては、関係者のほうで、今管理をしていただいているわけでございますけど、やはり本町のため池というのは多数存在しておりますので、なかなか管理が難しいところもあるということと、それから、農家の戸数が減少しておりますので、そういうことで、やはり営農での利用がないため池というのがやはり出てくるのではないかとございまして。その中で、やはりため池の機能というの、やはり防災関係では、ため池の機能というのは大変重要なところがございまして、やはり町としまして、今後これをどうするのか、管理についてもやはりどうするのかというのは、十分皆さんと協議をしながらやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

そういうことで、やはり管理者は少なくなっていく。だから、少なくなっていくということは、受益者が減って、田んぼがつかられない。ということは、住宅がその下に多く建てられているってことですね。ということは、もう危険が迫っているということなんですよ。ですから、そういった把握を早くしてください。そうしないと事故につながります。

それから、そういった補修とか何とかは、原材料だけでしかないんですかね。ほかには、もう予算的にはないですね。それをお尋ねします。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

現在の中でいいますと、やはり原材料支給という形での対応をさせていただいておりますので、その中で出来るところで実施いただいているというふうに思っております。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

分かりました。

次に移ります。

町道、公園の維持管理についてということでございます。

最近、道路、公園の管理不足が目立つようです。愛護団体制度をつくって環境美化に取り組んでおられることは大変良いことだと思いますが、道路維持、公園管理についてもしっかり取り組んでいただきたい。今、道路維持補修班が減っていますが、減らして、道路、公園の管理が出来るのかですね。

また、住民サービスにおいても、要望をしても、なかなか出来ないということをよく聞きます。今後これをどうされていくのかお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在、町道というのが339路線、162キロでございまして、公園が11の都市公園と、それから、その他の公園が16か所ございます。町道と、それから、公園の維持管理につきましては、本年の7月から実施しております。先ほど言われましたように、愛護団体制度による登録団体が5団体で、草刈り等の清掃作業とか、地域ボランティアの活動によりまして、清掃活動などの多くの住民の方に支えられまして、大変有り難く我々としては思っているわけでございます。

町の維持管理としましては、先ほどお話がありましたように建設課の道路維持補修班を中心にして、一部はシルバー人材センターのほうに委託を行っております。定期的に草刈りとか、側溝の浚渫、補修、簡単な舗装工事を行っているところでございますけど、議員の御指摘のとおり、やはり全体的な量が大変多いということで、全部が、管理っていうのが、不足のところも出てくるんじゃないかと、出てきているんじゃないかと思っております。なかなか厳しいところがございます。

道路の維持補修班につきましては、年度当初の2名の欠員がありましたので、6名体制でございましたけど、12月1日からは8名体制ということでなりましたので、今まで以上の対応が出来るのではないかと考えているところでございます。各町内会からのたくさんの要望がございまして、現在の維持補修班では、出来る範囲のものは順次対応をさせていただきたいと思っておりますけど、対応が出来ないものにつきましては、やはりお待ちいただくか、そうでなかったら、工事等いろいろな工事があれば、その工事で発注ということで、やはり業者の方にお願ひするとか、対応をさせていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

維持補修班の元来の仕事っていうのは、やはり道路の維持補修と公園管理、それから、今言われました、ちょっとした皆さんの、住民の苦情の片付けをするということですけども、業者さんがするような仕事はせんでいいんですよ。ちゃんとした道路の、例えば、道路は草刈り、側溝の浚渫、それから、舗装、補修、そういったことで、大きな仕事は全部業者に渡すべきであって、維持管理というのは、そういった皆さんが道路を使うときに使いやすいようにする。そういうことなんです。公園もそうなんです。ですから、いっぱい仕事がありますよ。佐々町全部道路維持補修するんですからね。だから、補修班っていうのは何人おれば管理ができると思いますか。

それと、公園管理については、ちゃんと前は、皿山には管理人がいました。そして、ある程度の管理をされておりましたが、今はありません。そして、遊具はすばらしいものが座っております。出来ております。しかしながら、周りの環境は、ススキが生えています。そういうことで、たくさんの仕事をするには、やはり維持補修班の充実というのが考えていかなければいけない仕事じゃないでしょうか。どがんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、維持補修班、何人いれば町内全体ができるのかということは、その部分については、ちょっと難しくございます。ただ現状として、全体の予算的なものがございますので、8名の作業班で今いろんなことをやっているわけでございますけども、維持補修につきまして、どの程度まで作業班で出来るのかというのもございます。その見極めをしながら、作業班で出来る範囲で対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、皿山の草刈り等の話もありましたが、今回、会計年度任用職員に本年度からなっております、8名体制にしておるところでございますが、その中で草刈りを主とした班というのをつくりまして、公園等の草刈りを主にやりたいというふうに考えておったところでございます。ところが、先ほど町長から答弁しましたように、当初2名欠員、6名でございましたので、そういったところの私どもの思惑とはちょっと違う作業となっていったというところで、行き届いていなかった部分があったかと思えます。12月から8名体制となっておりますので、その草刈り等の班というのを活用して、そういった公園等の草刈りについては、行き届くようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

やはりちょっとこれだけの仕事をするんですから、最低10人はおらんといかんちゃんかろうかなと私は思います。

それから、ほかにまだ菖蒲園、それから、真竹のしだれ桜、桜堤の河津桜ですね。これは、3大祭りをするにおいて、祭り事の予算はつけてあるわけですよ。ところが、管理の予算って

というのは、公園管理にぶっ込んでしまって、どれだけ管理をしてるか分からない。菖蒲にしてもそうです。すれば、かなりの予算が要るはずです。桜の管理についても、年間の計画は立てておられるんですかね。菖蒲の年間計画、それから、桜の年間の計画、そして、どのくらいお金をかけておられるのか、予算をつけておられるのか、お示しが出来たら教えてください。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません。桜と菖蒲の管理でございますが、確かに全般的な作業につきましては、作業班の予算等によりまして、ほぼ人件費的なもので作業をしているところが主でございます。ただ、桜につきましては、本年度から、以前、病木等の確認をしたとごさいますけれども、本年度から樹勢回復業務ということで、委託を本年しております。これから数年にかけて、この回復業務から6年周期ぐらいでそういった対策をとっていかうということで考えているところでございます。ただ、菖蒲につきましては、方方を探しておるんですけども、スポット的に指導をしていただけたところがなかなか見つかりませんので、現在、作業班のほうで、長年の経験によりまして管理しておりますいろんな先進地等の状況を聞きまして、管理計画をつくったりしておりますので、それに基づきまして、作業班が主体となって管理をしているところでございます。ただ、作業班だけでどうしてもできない部分がありますので、人力的に不足する分については、シルバー人材センター等の委託を含めながら管理をしているところでございます。よろしくお願ひします。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

それは出来ませんよね。やっぱりそれだけの仕事をしながら公園管理、それから菖蒲、桜とやるんですからね。そういうことで、シルバーを使いながらというのは分かります。ただ、どのくらい年間要るのかと。それだけは、管理をする上において、計画として上げていかないと、どれだけ管理したけんか、どんだけやる仕事したけんか、桜がきれいになったとか、菖蒲が咲いたとか分からないですね。

ということで、やはり桜についても、一番肝心な花芽ができる頃は、草ぼうぼうでカズラが生えていて、今になったらきれいに草刈ってきれいに仕上げます。それは、今見ると、管理が行き届いたように見えますが、それは違います。ちゃんと花芽の時期にちゃんと手入れをしないと桜は応えてくれません。それから、菖蒲についてもそうです。近くに大村という見本がありますので、大村市というのが。ちゃんと研修に行って、すばらしい花を咲かせるような努力をしてもらえばと思います。仕事がかかなり遅れています。大村としたら2か月ぐらい遅れて、全部手入れをしておられます。そして、そういうことでありますので、そういったものもほとんど作業班がするようですので、もう少し充実した道路維持班をつくり上げていったらどうですかね、町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、作業班を増やすっていうことも今言われましたけど、これはなかなか我々としても、やはり人件費とかいろいろな問題で、増やすというのはなかなか難しいわけです。そういうことで、町としましては、作業班と、それから、シルバーと、それから、民間委託を上手に使い分けをしながらやっていかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

そういうことで、やはりこれは、3大祭りは観光につながり、佐々町の活性化につながります。よそからもたくさんお客さんが来られますので、そういったものを考えながら、住むならさざというの、やっぱ管理が出来てはじめてそういう言葉が出るわけですから、そういうことで努力をしていただけたらと思います。

終わります。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、7番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（11時23分 休憩）

（11時35分 再開）

— 日程第3 議案第94号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第94号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第94号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

資料を添付しておりますので、こちら資料のほう、議案第94号、保険環境課資料というふうに右肩に記載してあるものを御覧ください。A3、とじ込みになっている分です。

広げていただきまして、今回、以前から要望が多くございましたリサイクル用の袋につきまして、小袋を作成するというようにしております。これに伴いまして、この表の上段左側ですけれども、今現在、リサイクル用の袋につきましては、手数料の設定が大とか小という区分もなく30円というふうになっているところでございます。

これを、今回、小袋を作成するにあたりまして、これまでございましたものを大として30円、小袋のほうを新たに20円という設定をするというふうな改正でございまして。

資料の2ページ以降につきましては、今回の条例改正に直接関係するものではございませんが、今回のこの小袋の作成に合わせまして、乾電池の無料回収も実施しようというふうにして、総務厚生委員会に出ささせていただいた資料をそのまま添付しているところでございますので、御覧いただければと思います。

それでは、条例のほうの説明をさせていただきます。1枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。

佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成22年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

表、様式、及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

こういうことで、下の改正前と改正後の対照表を御覧ください。ここの表の中の別表第2というところになりますが、この表の中の一番下のところの、1ページの一番下になります。先ほど、資料で御説明しましたとおり、今現在、大とか小の表示がなく30円となっているものを左側の改正後のほうで大を30円、小を20円というふうに改正をするものでございます。

裏面の2ページを御覧ください。附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第94号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第4 議案第95号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第95号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第95号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、資料を添付しておりますので、そちらをもって御説明をさせていただきたいと思えます。

資料の種類が議案第95号保険環境課資料1としてありますものと、資料2-1から2-2、2-3と4種類ございます。

今回の条例改正につきましては、今町長のほうから提案理由の説明がありましたとおり、大きく地方税法施行令の改正に伴う改正というものと、佐々町の国民健康保険税の税率改正と、大きく2種類の改正ということになっております。

それでは、地方税法の改正に伴う条例改正のほうをまず説明をさせていただきます。資料1のほうを御覧ください。資料1のほうに、各種記載をしておりますが、今回、改正いたします主な目的としまして、住民税の基礎控除の分が所得控除との振替ということで、地方税法の施行令のほうで所得控除のほうを10万円下げ、基礎控除のほうを10万円上げるというふうな振替が行われているところです。

これに伴いまして、国民健康保険税のほうでは、税額を計算をするときに、7割軽減、5割軽減、2割軽減という軽減の判定をするところがございます。こちらの部分で、基礎控除が今現在33万円となっているものを43万円に改正をするというのが大きく1点でございます。

ただし、この改正に伴いまして、これまで7割軽減だった方が5割軽減に下がってしまう。5割軽減だった方が2割軽減に下がってしまうという、不都合といいますが、が生じる場合がございます。

具体的には2ページ以降に、ケースとしてちょっと例示をさせていただいておりますが、例えば2ページのほうでいきますと、一番上段は現状に合わせたところがございます。左側の表を見ていただきますと、所得が33万円という方は、右側の表で、軽減判定所得が33万円のところの7割軽減に該当されると、これが今のまま基礎控除のみを43万円というふうに改正をしまうと中段になります。お二人被保険者がいらっしゃった場合、それぞれ所得控除が10万円ずつ減額されるということになりまして、実際の所得が20万円増えて53万円になってしまいま

す。そうすると、右側ですけれども、軽減判定所得のほうで7割軽減は33万円が43万円に改正されますが、これを超えてしまうために5割軽減になってしまうという不都合が生じます。

そこを調整するために、一番下の段ですけれども、右側の計算式のほうに書いておられますとおり、2人目以降の被保険者の分、掛ける10万円を軽減判定所得の基準額とするというふうな意味の改正になります。

1ページに戻っていただきまして、それともう一つが一番下ですけれども、公的年金等にかかる課税の特例ということで、65歳以上の方の公的年金等の支給を受ける者の軽減判定所得基準というものを、125万円を超えるものというふうに変更がなされております。これに基づく条例改正というのがまず第1点でございます。

それから、大きく2点目ですけれども、今の分とは別に、佐々町の国民健康保険税の税率改正というものの提案でございますが、資料2-1をまず御覧ください。こちらのほうは、これまでなかなか国保の都道府県化以降、なかなか県のほうも、県に各市町が納付する事業費納付金というものの推計というのがなかなか出せないというところがございますけれども、今年度、その納付金の試算というものが向こう3年間、R3からR5年度というものが、今回示されております。それを記載したものが、4ページのほうになっておりますが、佐々町の納付金というものがこの表の中段辺り、R3からR5のところですが、3億8,800万円、それから3億8,200万円、3億6,900万円というふうな推計がなされております。

これに対しまして、被保険者数というのは年々減っていくということで、被保険者数の減り幅のほうが大きいくということ、一人当たりの納付金の額が延びていくという背景といいますか、推計になっておりまして、これに基づいて、今回、条例改正の提案をさせていただいているところです。

実際、今の資料2-1の一番後ろに付けていますA3折込みの8ページを御覧いただきたいんですけど、これで保険税とあと納付金等々を今の実績をもとに令和3年度以降の推計をした表がこれになります。

下のほうから2段目といいますか、こちらに歳入歳出差引(D)というものの下に単年度収支というものを示しておりますが、これまでも単年度収支で見ると、令和元年度も、それから令和2年度の見込みというのも赤字ということになっておりますが、令和3年度以降、単年度収支が5,000万円強の赤字が続いていくというふうな推計になっております。

これに対しまして、その下の行ですけれども、基金残高の見込みですが、令和2年度末の基金残高の見込み、これが約1億2,000万円程度になる見込みとなっております。この基金を、活用をしていったとしても、令和4年度までしか持たないと、令和5年度にはマイナスに転じて、基金を全額入れてもまだ足りないという状況になってしまうという状況がございます。税率改正の検討を様々行ったところです。

税率改正の検討の説明ということで、資料の2-2のほうを御覧いただきたいと思っております。こちらで検討をした結果を簡単にまずは載せておりますが、まず第1点目、基金を3年後の令和5年度末でどれぐらい確保しておく必要があるかというところをまず検討しております。4種類ほど検討いたしました。最終的に網掛けしております3案というところの6,000万円を残すということで、1億2,000万円のうち6,000万円を3年間で投入をし、6,000万円を残すという案が一番いいということで判断をしているところでございます。

それから、税率の設定につきましては、ここにいろいろ記載しておりますが、2ページのほうを御覧ください。表2としている部分でございます。ケースを6パターンほど、実際にはもっとたくさん検討はしているんですけど、最終的に6パターンから絞り込んでいって、①②③の3つに最終的に絞り込み、その中でさらにどれがいいかというふうな検討を様々行いまして、表3、下の表のところを見ていただきますと、最終的には③のケース、これが一番いいのではないかとこのところ判断をしたところです。

具体的には、医療分の所得割を7.3%、均等割を2万4,000円、平等割を2万3,000円、それから後期高齢者支援分の所得割を2.9%、均等割を6,000円、平等割を6,500円、介護納付金分を、所得割を2.8%、均等割を1万500円、平等割を5,500円というふうにするということで、最終的に内部で決定をいたしまして、提案をしたところです。

それ以降に付けております資料につきましては、様々試算をしました結果、それから資料2-3のほうに付けておりますのは、世帯モデルというものを設定をいたしまして、税率改正の①②③のパターンで、モデル世帯でどのようになっていくかというふうなところを試算した結果を載せているものでございます。

現行、県内では、この資料2-3のほうの12ページ以降にケースをたくさん、モデルを載せておりますが、結果、今現在、全てのモデルにおいて、12ページ以降の全てのモデルにおいて、今現在、佐々町が一番低いというふうな税率の設定になっておりますが、これが改正後においては、それぞれ変動はございますが、18番目から一番低い21番目ぐらいのところを概ねなるというふうな試算結果でございます。

資料のほうの説明はこれで終わらせていただきまして、条例のほうの御説明をさせていただきます。

条例のほうを1枚めくっていただきまして1ページを御覧ください。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第1条、佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

ということで、こちら第1条の改正の分は、先ほど言いました地方税法施行令の改正に伴う改正の分ということになっております。

改正前、改正後の欄を見ていただきまして、まず1ページの下の方、こちらは第21条の1号に記載しておりますのは7割軽減にかかる分の改正でございます。1ページの右側、改正前33万円とあるのを、まず基礎控除の分を43万円に上げるということと、2ページをお開きいただきまして、2ページの中段よりも下の方、アンダーラインがかかっている分の一番下ですけども、先ほど御説明しました、2人目以降の被保険者、掛けるの10万円というものを表現したのになっております。

同じく2ページの第2号のほうは5割軽減にかかる分、3ページ目の第3号のほうは2割軽減にかかる分の改正の内容ということになっております。

あと附則にございます公的年金等の先ほどの御説明しました125万円という部分の改正が次の4ページでございますが、右側、これまで記載がなかったところに110万円とあるのは125万円とするというふうな改正になっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

第2条、佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こういうことで、改正前と改正後、それぞれ改正がございますが、まず第3条のところは、所得割にかかる医療分の所得割にかかる改正でございます。

それから、第5条のところでございますが、これは均等割の額の改正という部分、以下6ページからずっと最後まで改正がずっと入ってきますが、先ほど御説明しましたとおり、税率を改正することに伴って金額が変わるという部分の改正を行っているところです。

一番最後10ページを御覧ください。附則。施行期日。1項、この条例中第1条の規定は令和3年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

適用区分。2項、この条例による改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

説明が終わりましたけれども、昼食の時間となりましたので休憩をして、午後から質疑をお受けします。

しばらく休憩をいたします。

（11時59分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

11月20日に所管の事務調査がありましたけど、私、体調不良で欠席して申し訳ございませんでした。

この条例の理解を深めるために御質問をさせていただきます。

会議録を読みました、いろいろ読んだけどなかなか理解できない部分がございます。

まず、1点目に、所管事務調査が11月20日に行われているわけでございますけど、その時はこの議案の案は出ておりませんでしたので、どういう形で出るかと思いましたが、まず、2件を1本にして国会では特に得意としておりますですけど、一括して通るようとして、内容が違うのを1本にした、その担当者の考えもあろうかと思いますが、地方税法に則っての条例改正が第1条にありまして、第2条に本来の町単独の国保税の条文が第2条に書かれております。これは、本来でしたら1本ずつ出すべきじゃなかったと私は思っているんですけど、そこら辺の考え方について1点お尋ねしておきます。

ですから、私は第2条については全然見ていませんので、そういうことで、委員会の資料をお出ししていただきたいと思えます。

資料の2-1に県から示された推計値が出たということで、資料がずっと付いていますが、4ページのほうに、この佐々町の国保税の納付金と保険税がずっと推計に基づいて出されているのかどうか分かりませんが、下のほうの凡例として、この計算式においては、令和2年の7月末の調定額に収納率94.5%を乗じていたというくだりがありまして、その後、それをもとに試算してあるようでございますけども、実際に令和元年度が決算で出ておりますので、ベースとしては、やはり元年度をベースに資料をつくるべきじゃなかったのかと思って、ちよっ

とそこら辺がよく分からんでおります。

あと、収納率が94.5というのは、現状としてこの程度しか収納できてないということをやっておられて、未収金が大体500万円前後は毎年出てくるという計算になっていくわけですけども、そこら辺の考え方について答弁を願います。元年度の試算でしなかった30年度とを比較したら、ちょっとどうかなのと思ったもんですから。

それから、5ページのほうに、医療費と給付費の実績というのが掲げてありますけれども、県の資料では、被保険者がそれぞれ平成30年度で3,054人、それから元年度が3,047人とあったんですけども、この5ページに書かれている被保険者の平成30年度の2,914人、そして、令和元年度の2,777人というのは、県の資料と比較して、医療費がかかった人ということなんでしょうか。平成30年度をみますと、この比較すれば140人の差がありまして、元年度は270人、この140人、270人っていう方は受診なさってないということで捉えていいのかどうか、そこをちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

それから、資料2-2に今回の税率の第2条関係の改正、検討を行った経過がそれぞれ書いてあって大変だったと思うんですけども、ここの4ページに所得階層というのがございます、下段にですね、4ページの下段の左のほうに、それぞれ33万円以下の方からずっとランクがあって、それぞれ世帯があって、影響額が右のほうにずっと書いてあるんですけども、これは、実際に徴収する場合に、こういうランクで徴収していかれるのかどうか。今は7級ぐらいですかね、階層で徴収しちゃうんですけど、このように細分化されるのかということですね。

そして改正後の金額が、それぞれ2億5,600万円程度ですかね、5ページのほうも2億5,600万円、6ページも2億5,600万円、合計税額というのが書いてあるんですが、改正するにあたって、この金額が確保しておかなければいけない数字と捉えて、あとは、何ですか、機械上、こういうランクでどの層を取るといふ計算をなされたのかどうか。

ざっと言いましたけど、まずそれをお尋ねいたします。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、条例の上げ方といいますか、つくりですけれども、こちらにつきましては、第1条と第2条というところで、改正の中身が違いますが、これにつきましては、施行期日が1月1日からと4月1日からというふうに分かれるというところで、1条と2条というふうに分けさせていただいております。

これを改正の理由によって、1本の条例ではなく2本の条例に分けるというところは、明確にどちらが正しいという基準的なものがないというところで、1本の条例として整理をさせていただいたものです。

それから、2点目の、資料2-1の4ページの収納率のところですけども、確かに元年度の決算による収納率というのもございますが、今年度、この計算をするにあたって、もう少し収納率は上がるかもしれませんけれども、年々厳しくなっている現状もありますので、入りのほうは若干厳しめに見たというところでございます。

それから、すみません、3ページの納付金のところにある被保険者数と5ページのほうは実績までということになっておりますけれども、こちらの被保険者数の相違というところでございますが、まず5ページのほうは、実績で数字を上げておりますので、確定するというところで、医療費、給付費もそうですけれども、その数値をのせさせていただいております。

3ページのほうにつきましては、県が納付金を推計するにあたって使っている被保数というところになりますので、今回、納付金の算定をもとにした税率の改正の検討というところで

ので、被保数につきましては、こちらの表、3ページの表のほうは、県の推計値をそのままのせさせていただいているといいますか、使わせていただいているというところでございます。

それから、資料2-2の4ページの所得階層のランクということですが、所得のこの階層というのは、これで賦課をしていくということではございませんで、所得の階層を表示するにあたりまして、50万円程度単位で表示をさせていただいているというだけでございまして、このような階層で税率等々を設定していくということではございません。実際にはそれぞれの各世帯の状況に応じて、所得割、均等割、平等割というのがかかってくるので、こういったその階層ごとに税率を設定するという意味ではございません。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

本来、この条例にあたって、目的が違うわけですね。地方税法で減免とかがある分は、一つ、国からの制度によってきているから1本。下の下段の第2条関係は、やはり町単独で今からの税率を決めていくから、2本に分けて提案、議案を出すべきじゃなかったんでしょかって、お尋ねしたわけですが、あえて2本一緒にされたあとはちょっと理解できないということが、私は言いたかっただけです。

それから、資料の2-1のほうですね。ということは、県のここの5ページで、私が先ほど言いました、県の試算の数字であって、5ページのほうは町の実績ということで比較はできないということですかね。県が、4ページのほうに示している県の試算の被保険者数の、30年度で言えば3,054人と、5ページにある町の実績2,914人、これは対比できないということになるわけでしょうか。30年度、3,054人——

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（13時13分 休憩）

（13時28分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、保険環境課長の答弁中でしたが、資料の5ページの記載に誤りがあったんで訂正をして回答いただき、あともって資料の差替えをいたしたいと思います。そういうことで御了解をいただきたいと思います。

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

時間をとらせてしまいまして誠に申し訳ございませんでした。

まず、資料2-1の5ページのほうですが、こちら被保険者数の人数、数字が記載を誤っております。修正後の数字を申し上げます。平成27年の被保険者数3,322人、平成28年が3,206人、平成29年が3,091人、平成30年が3,045人、令和元年度が2,927人でございます。

あと、それ以外に、実績を出しているところと、推計値でいっているところとで、数字の差異が出ている部分はございますが、これは、県の推計値をそのまま使ったもの

がございますので、その差異については御了承いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

5 ページですね、先ほど、今修正いただいた資料の中の5 ページなんですけど、令和元年度に2,927人の被保険者がありまして、医療費がその記載のとおり11億4,000万円、それから保険給付費が9億6,600万円とあるんですけども、この医療費と保険給付費の差が1億7,400万円ほどなるわけなんですけども、この差額については国保税とかそういうので補填するという考えをしとけばよろしいんでしょうか、この差額ですね、医療費がかかったうちの保険給付費がこれだけしか入ってきていないというのは。そこら辺の考え方はどうなっているんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

こちらに示しております医療費と言ひますのは、被保険者が受診されてかかされた医療費総額ということになります。保険給付費につきましては、病院とか何かで自己負担をなされるかと思ひますけれども、それを差し引いた保険で給付する金額というものを、表示をさせていたひているものになります。

ですので、ここの差額というのは、基本的に被保険者の窓口負担分というふうにお考えいただければと思ひます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

よかですか。

ほかに質疑ありませんか。

9 番。

9 番（淡田 邦夫 君）

私も委員外議員で11月20日の総務厚生委員会の所管事務調査の会議録を読ませてもらったんですけども、よく分かりませんので、ちょっと確認させていただきます。

まず、表の2-1の8ページ、これで、一番下のほうなんですけども、残金が今の現状のまままでいくと8,500万円、それから単年度収支でいくと5,070万円というマイナスになります。そして、よって2-2の資料を見ますと、この令和3年度の、これを6,000万円に、基金を6,000万円において計算されたということで私は思っておるんですけど、間違ったらあとで言うてください。

よって、ここの、何ですか、議案書の95号の一番最後のページに、6,000万円で計算した場合に、特定世帯以外の世帯が、1,200円が1,300円になりますよと。それから、特定世帯600円が650円に上がりますよと。そして、特定継続世帯、これが75円上がりますよということになっておると、私は思っておるんですけども、ただ、ここの令和3年度には、まだ8,000万円の基金があるじゃないかということだと思うんですけども、例えばこのままでした場合に、来年度、この令和4年度からこの保険税というのはどういうふうになるのか。これよりか上がるのか、そういう

こととお伺いしたいと思います。

議長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、御質問いただきました8ページに記載しております、下のほうから2つ目の段のところの基金残高というものにつきましては、今おっしゃいましたように、税率を改正しなかった場合の試算ということで、そのすぐ上に単年度収支が、今議員おっしゃいましたように、5,000万円強の単年度収支が出ておりますので、税率を改正しなければ基金を使っていけないといけませんので、例えば、令和3年度でいくと、基金は8,500万円になりますというふうな表示をしたものがこの8ページになります。

資料2-2のほうで、基金をどれぐらい使うかというところで、様々検討をしたというものがこちらの資料2-2の1ページで、案として3としております網掛けがかかっている部分になります。

こちらで基金残高を3年後に6,000万円残すというものの、前提はその手前のほうに文書でちょっと表現はさせていただいているんですが、県へ納付する納付金が年間10回払いとなっておまして、おおむね1回分が4,000万円程度、それに、その後の3年後のまた改正等々の検討というところでも、若干余力を残しておきたいということで6,000万円というふうにしたということになります。

仮に、この6,000万円を残すということを前提に考えますと、今回、税率改正をせずに次の年度で税率改正をするというふうにしたときには、基金が、今の試算では残りが令和3年度末で8,500万円になります。これを、これから6,000万円を残すとすると、あと使える基金が2,500万円になりますので、使える2,500万円をベースに税率改正の検討をするということになれば、改正幅が今提案しているものよりも大きくなると、上がっていくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）
ほかに。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
5番。

5番（阿部 豊 君）

反対討論をいたします。

地方税一部改正に伴う改正はやむを得ないと考えますが、今回の財政運営を確保するための増額改正には反対せざるを得ません。職員の方々の改正案作成の努力、危惧される財政状況も理解はしますが、特に原課としては、最悪を想定し対応しなければいけないということで、今回、財政予測等されていると思えますけれども、今回の財政不足の推計見込みは、不確定要素が多く含まれていると考えます。

佐々町国保はこれまでも様々な財政圧迫、いわゆる危機的状況の折にも加入者の医療費抑制取組により、決算時には給付額が抑制され、結果、現在の基金積上げとなったその財産が元年度末においては1億5,000万円という状況です。

2年度の分は予測で出されておりますが、これはあくまで予測であって、1億2,000万円ほど

というふうな、これも予測ですね、予測である。現状はつきりしているのは、元年末の1億5,000万円の基金があったということは、現実として判断できます。

現状、県が保険者となり状況は変化してきました。しかしながら、一人当たりの医療費は佐々町の加入者の方々の御努力により抑制されている状況です。よって、保険税についても、県下では安価という状況が現状ではないでしょうか。

今回は、今の現状ですね。新型コロナウイルスで経済は疲弊、現在も活性化のための施策、プレミアム商品券などを実施されているけれども、新たな生活スタイル、人の移動の自粛、経済活動は成り立っていないのが現状ではないでしょうか。また、コロナによる病院へのかかり控え等々があるのも現実であります。誰もが予測しなかったことが起こっている現在、見込み額も大きく変化するというふうに考えます。国保加入者のほとんどが農業、商工業と自営業者であり、企業収入者の30%は非正規の方々です。収入は激減している状況、今こそ加入者の財産である基金で現状を耐え、踏みとどまり、このアドバンテージを活用するときであるというふうに判断します。期間の猶予を加入者に与えるべき、考えます。

今年度の決算をもって、再度、状況を判断、議論を尽くして判断すべきというふうに考えます。来年6月の増額に反対であります。

執行として苦渋の提案であられるということは理解しますが、今一度、期間の猶予を願い、あわせて各位の御理解を願い、反対討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）

6番。

6 番（永安 文男 君）

私は、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、基金の問題等を踏まえて、いろいろ項目を上げて反対討論がありましたが、私も皆様方に過度の負担を強いるような税率を上げるということに対しては、望むものではありません。

おっしゃるとおり、この新型コロナウイルス感染症の影響による収入減や失業、倒産といった厳しい状況の中で、この生活がある中で、税率を上げるべきではないということは分かりますが、しかしながら、先の総務厚生委員会、所管事務調査や、きのうの町長の発言の中で御承知のことと思えますけれども、基金の取崩しをどこまでやるか、最終的に6,000万円残すということで、やはり国保財政の安定のためにはこのケースを選択されたという説明がありました。

これを前提に考えたときに、3年度からの税率改正を行わないと、3年度、4年度、5年度、毎年5,000万円ほどのマイナスになっていくという状況がありましたので、この国保財政は立ち行かなくなるものになっていくというようなことでございました。私もこの状況は厳しいものというふうに考えております。

1年先送りにすると、次のときには大幅に上げないといけないといった状況も説明がありました。また、たくさんケースを考えられて、またいろんな場面でのそういうふうなモデル等も考えられて、最終的な判断をされているものと思えます。

また、それぞれの運営協議会とかそれぞれの協議の中で、総じて佐々町の国保の安定的な財政運営を確保する協議が行われているわけで、やはり総合的な検討からも苦渋の決断をされたものというふうに思っております。

そういったことから、今回の改正はやむを得ないというふうに考えまして、この税率改正の議案に対しては、賛成討論といたします。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

私は、反対討論をいたします。

今回の国保税引上げの提案については、先ほど一般質問でも述べましたけれども、基本的に反対ですが、そもそも国保の今の税率というのは、税金というのは、極めて高いと。言ってみれば、被用者保険、そういった方々との不公平な税制になっていると。言ってみれば、過度の国保被保険者の負担によって成り立っている、大変高い保険税を納めて、何とか維持してきたというのが、今の現状だと思います。加えて、県単位化になったときに、その際に、私も何度となく給付費が、納付金が年々上がると、激変緩和が行われなくなれば、膨大な値上げになるのではないかとこのことを何度も指摘いたしました。しかし、そのことについて、納付金については、全く私は申し上げたとおり、毎年毎年上がる。その上に、結果出てきたところで、私たちが蓄えてきた国保の基金をどんどん取り崩さざるを得なくなってきたと。最終的には、それを全部取り崩して、引上げに向かうと。この流れは、私たちはやはり町民の暮らしを守る町政というふうになっていないのではないかと。本当に、元々高い保険税が、昨年消費税が上がって新たな支出が増えて生活がきつくなると、ことしはコロナが発生したと、その中で本当にどん底に落ち込んできている生活に、さらに値上げをするという提案をどうして町が出来るのかというのが、私は町の立場として、それは値上げの提案はできないはずだというのが、私は意見であります。

したがって、今回の引上げについては反対ということであります。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

反対討論をさせていただきます。

第1条のことについては、減免対象の方が増えるので理解できますけれども、第2条にあっては、コロナ禍において所得が上がったり下がったりして、下がる方がほとんどだと思いますけれども、そういうことにおいては、総務厚生委員会の中で議論を尽くしていないので、今回は、延期するような形で、3月ももう一度、総務厚生委員会のほうで協議していただいて、提案をしていただくというようなことで、所得率については、やはり上げないといけないと思いますけれども、均等割、平等割については据置きしたほうが、この状況の中ではいいのではないかと。ちょっとお二人とは視点が違うんですけども、そういう感覚で思っておりますので、もう少し、議論をさせていただきたいということで、この議案に対しては反対をしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第95号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって、本案は否決されました。

しばらく休憩します。

（13時47分 休憩）

（14時00分 再開）

— 日程第5 議案第96号 道路認定変更に関する件 —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第96号 道路認定変更に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第96号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、添付しております資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、1枚目ですが、変更前後を示しております。緑色の線が変更前、赤色の線が変更後となっております。町道志方線全線を示している関係上、ちょっと図面が小さくなっております。このことについては御迷惑かけますが、よろしくお願いしたいと思います。

図面の上方が終点となります。県道志方江迎線との接道しておりまして、その終点の変更はありません。図面下方が県道佐々鹿町江迎線と接道しておりまして、こちらが起点部分となりますが、県道改良工事によりまして接道部分に変更となっております。

次のページのほうをお願いいたします。

この変更があります起点部分を拡大した図面を付けております。薄い赤色部分が町道志方線の変更後となります。薄い黄色部分が改良後の県道佐々鹿町江迎線となります。図面中ほどの上のほうに青の網掛け部分がございますが、これが旧県道の橋梁となりまして、現在この部分は撤去をされております。志方線の起点は、この撤去されました旧県道の橋梁の横付近に接道してございましたけども、今回の改良によりまして、この図面で下方のほうになります。示しております部分で佐々鹿町江迎線との接道となっております。起点のほうが延長となっております。

道路の延長としましては、変更前が671.8メートル、変更後が758.8メートルとなりまして、87メートルの延長となっております。

以上、説明終わります。よろしくお願い致します。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

道路認定変更に関する件ということで、ちょっと議案にちょっと違和感があるものですかからお尋ねします。

くだりで「認定変更するものとする。」っていうのは、ちょっと文章的にどうかなと思うところ、以前からこのようなスタイルでなさったのかどうかですね。通常ほかの市町村見れば、町道路線の認定変更するから、道路法の第10条3項に基づき議会の議決を求めるとというのが、他市町村を見ればされているんですが、うちの場合はこのようにきとったのかどうかですね。

それと、11月16日、所管の調査が行われておるんですけども、その中でお尋ねでない部分をちょっとお尋ねしていきたいと思います。

議会の議決を求めのために2ページのほう、ページは書いていないんですが、次のページに、私も国営事業のこういう道路認定とか区域の議会議決を求めた経過があるんですが、種別変更前後は結構なんですけど、起点・終点のとき、私たち農業分野では、「至」、至ると書いておったものですか、至佐々町志方免字炭福というんですかね、至るのこうこう書いた、以前は私は認識しとったものですか、建設課の道路法の関係で議案出すときはこのようにするのかどうかですね。

それと、その次に、議決を求めるとはここの次の場所に、路線延長が、旧が何メートル、変更後が何メートルというのが入らばいかなのじゃないかと思うのと、その次には、路線の幅員ですね、旧が2.2メートルから6メートル、新しいのが2.2メートルから8メートル。最後に重要な経過地というのが、通常そのようになるんじゃないかと思うんですが、議会の議決の受けるための資料でしか、その幅員とか延長が書いていないものですか、いかがな議案の提出の仕方か、以前からこのようになっていたら修正すべきじゃないかと思うんですが、どのように考えておられるのか。

それと、図面のほう行きますけどね。農業分野では、色分けが24種類、細則で決めてあったんですよ。新しくできるのは赤い色、既存の道路は茶色、それでこう見たら、その認識で見とったものですか、次のページ、赤で書いてあるのが新設と私思ったんですよ。したら、橋のところ起点があったものですか、これは元々あった道じゃないかと分かったんですけどね。色分けの色塗りの方法ですたいね、決めてないのかどうか、図面つくるときに、道路法関係の。主要国道は黄色で塗ってあるから、これは何かな、普通茶色じゃないかなと思ったものですか、その点の確認。

そして、この追加したこの変更の部分ですね。幅員が、入口がどのくらいなのかと思ってですね。所管事務調査の担当課のほうの答弁では、今回の改良部分は幅員が確保されていたから、通常6メートルなんですかね、4メートルなんですか分かりませんが、この新しい入口と出口辺りが何メートルになつとるのか一つ。

それと、元々通行しておるのは、だいぶ、去年か前から走りよると思うんですが、供用開始というんですかね、道路の認定せずでも通行は可能なのか、この部分が新しく今度頂いたのが、いつ完成して出来たのか、道路法に基づく工事ですか、工事してあつてするのかどうか、道路認定受けてから工事して通行可能になるのか、それとも出来上がったなら走らせるものか、そこら辺がちょっとよう分からんものですか。通常、事業計画して、この路線は第何号でって計画して、速やかに、遅滞なくといいますか、手続を取ってしていくという段取りがあるかと思うんですけども。その一連の流れ、道路法に基づく認定やって、その後の手続ですたいね、道路台帳の修正をいつするのかとか、そこら辺のスケジュールをちょっと教えていただきたいなと思う。

元々、そして、ここは個人の家屋の印があるものですか、権限者ですね、この道路の権限は今町有地になっているのか、道路用地になっているのか、どういう地目になっているのか、そこら辺を、県から移管されたものかどうかっていうそこら辺の経過について、ちょっとお聞

かせください。

議長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、1点目と2点目に関してですけども、実際どのような出し方が正しいのかということまでになると最終的な確認をしていない状況もあるんですが、過去の議案の提出の仕方を参考としてつくっておりますので、過去こういう形で出してあるようでございます。

それから、色につきましては、すいません、そこまではちょっと確認をしておりますので、今回そういった分かりやすいようにということでの表示をしたということのみでございます。

それから、追加部分の道路の幅員でございますけども、申し訳ありません、県道との接道部分については8メートルあるんですが、本町の町道、現在の町道の志方線との取付口、これについてはすいません、確認をしておりますので、どの程度の幅員があるのかというのは、申し訳ありません、数字をつかんでおりません。

それから供用開始、まず完成ですが、すいません、県において供用開始については、平成30年11月15日付の告示がなされておまして、暫定供用開始ということで開始をされているようでございます。

それから、道路台帳の整備につきましては、年度末にほかの部分の改良等も含めまして、町のほうの台帳の整備を行いますので、これにあわせて整備をしていくという形になってこようかというふうに思っているところでございます。

それから、道路につきましては、すいません、地目までは申し訳ございません、確認をしておりますが、用地につきましては、県の用地というふうになっているところでございます。
以上です。

議長（川副 善敬 君）
1番。

1番（須藤 敏規 君）

確認されていない、通常、例えば、水道課が今、プールの脇に道が通っていますね。あれがどのようになっていくのか、ちょっと興味があるもんですから、道路としていくのか、どういう形になるか。

例えば、大きな市とか市町村は、建設課だけで担当しておる道じゃないと思うんですね、農業もですね。そうした場合、関係書類を付けて財務というんですか、そこが契約するところは議案上げていく形になるのか分かりませんが、とにかく関係書類が、平面図から縦断面とか用地関係の資料とか、そろえるのがずっと道路法の事務処理の仕方というふうにして書いてあったもんですから、そういう一式そろえて担当課に移管するという事で、県からその状況も分からん土地を認定するのは、今答弁なされたから果たしていいのかなと思ったんですね。

入口が8メートルなら、道路で認定するので、2メートルでも認定出来るのかどうか、ほかのところの道路、交付税の関係で以前認定したと聞いたもんですから。認定はするけど、車は普通車、2トン車入らないというのが、町長の先ほどどなたかの質問で539道路があるという答弁があったもんですから。道路は車が通行するためにはやっぱり整備せんばもんですから、そこら辺の資料はちゃんとそろえとかんばだろうと思うんですけど。

ちょっと心配するわけですけど、その土地については、県の土地であっても、他人の土地であっても、認定は可能であるって書いてあったもんですから、それは結構なんですけど。要す

るに、何メートルあればいいのか、道路は。入り口は8メートルでありますから、現在の町道は、例えば3メートルかも分からんし、そこら辺のとはやっぱり確認して臨んでいただきたいなと思いますね。

様式はやはり資料を見なくちゃいかん、確認できない起案は好ましくないとは私と考えますので、以後、慣例でいってはいませんが、先ほど言いました路線の延長を、路線の幅員、起点と終点、これの変更しますよって分かるように、こういう議案については出すのがいいんじゃないかと思うんですけども。次回からは検討していただけるかどうかですね、どがんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

今御指摘いただきました分につきましては、ほかの市町の事例等も参考としまして、適正な方法で議案を提案をしたいと。

おっしゃるように、資料を見なければ分からないような議案というものもどうかというのがありますので、そこはほかの地区、市町を参考させていただきまして、改善をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

最後ですけども、県の供用開始が、暫定が30年11月15日が告示って言われましたけど、佐々が今回議案を出された、今何年ですかね、32年、2年もかけて、遅れた理由は何ですか。県からの通知が今きたということなんですか。2年前、なぜ今、認定するのか。大体できる時期っていうのは分かっていたはずと思うんですけど。認定されても道路として認めて、通行は可能なんですか。どがんでしょうかね、閉めとかんぼとか、そういう制限はないわけですか。道路として認定せんところを、行っていいのかなと思ったんですね。そこら辺の遅れた理由と。遅れた理由だけで結構です。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

申し訳ありません、そこはちょっと確かに供用開始のすいません、本線部の告示が、先ほど言いました平成30年11月15日ということになっておりますが、道路そのものの完成は令和元年度の工事で令和2年度に完成をしているようでございます。

すいません、遅れた理由というのは、ちょっと私のほうではちょっと分かりません、申し訳ございません。

議 長（川副 善敬 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

同じような関連なんですけど、今までの議論を拝聴しておりまして感じたのが、旧県道ですよ、県道の部分が含まれる。道路網ですよ、車道部、歩道部とかありますよね。それ付帯、道路の路側、そのどこまでが県有地で、どこまでを本来道路認定として、台帳整備されてからはっきりするっていう考えで議案として上がっているのか。ちょっと聞いてって危ういっていうふうに感じたんですよ。

認定ははっきり言って所有権のうんぬん、先ほど1番議員が質疑されていたところで構わないがというのはあろうかと思いますが、どこまでが県有地であって、どこまでが今回道路認定ということになされるのか、危うい状況じゃないかなというふうに感じたもので、そのところはちゃんと調査をし、把握されているということで上程されているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

現地につきましては、完成前に県の職員と本町の職員と立会いをしまして、管理の移管を受ける部分、それと道路の幅員等の確認をしておりますので、そこは間違いなく用地としては確認をしております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

通常、所管外の民間から頂いて町道認定というふうに議案が上がってくる時は、地籍から全て用地の所有部分とか地目も含めて確認をされて、それで現状の状況を判断されて上程されているというふうに私は思っていたんですけど、相手は、今度は県ということで同じ公の団体ですけども、そのところで現場の確認はされたけど、そういった所有権とかそういった地目とか、そういったものまできちんと確認され、向こうの、元々県道敷であれば、この分を廃止しますので、この分の財産権から何から所管換えで佐々町さんへというような流れできているのかという部分が、ちょっと腑に落ちない点があったので、そこを再確認したい。

こういった場合ですよ、所有権まで頂けないんですかね。他の自治体の事案もあると思いますけど。そこも含めて再質問で。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

今回の部分につきましては、用地については県の用地のまま、ほとんどが旧県道敷となります。今回、町道認定する分につきましては、管理を町がしていくというところでの移管を受けるところになります。地目という、用地的には県の用地のままということでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
6 番。

6 番（永安 文男 君）

この添付資料の図面のほうを御覧いただきたいと思いますが、道路認定の変更ということであれば、やはり先ほど1番議員の起点・終点の問題が発生的に出てくるわけですが、これが今、説明では改良した部分だけが重きが置いて、道路認定の変更というふうに言われて、説明を受けた部分ではよく分かるんですけども。

ただ、この路線の状況というのが、どう把握されているかということで、やはり従来認定があったときからしたら、路肩が崩れたりして幅員とか、山から崩れて狭くなったりとか、そういうふうな状況が変わってきている状況にあると思うんですけども。

それから、待機場所というような話も先日あったんですけども、そこら辺の部分が道路としての認定に考えられないのか、その辺のことも調査された中で。私は、全線の部分が起点・終点で道路の変更、認定変更というふうに解釈しとるもんですから、その辺のことで起点からの部分で、これで幅員関係の形成あたりが、この時点では上がってこないのかどうか、そこら辺の確認をまずさせていただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。
しばらく休憩します。

（14時23分 休憩）

（14時23分 再開）

議 長（川副 善敬 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、幅員につきましては、資料に記載しておりますように、今回の県からの管理移管の部分がありますので、その部分については最大で8メートルというところになります。ほかの部分、既存の志方線の部分につきましては、狭いところで2.2メートルの幅員という現状でございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
6 番。

6 番（永安 文男 君）

今、私が聞いたのは、現実的に2.2の幅員で、今ある部分が確認されて、こういうときの状況あたりが、再三申し上げている部分で、現実的にされとるとい実情の中で、改良等の問題が認定変更の中で考えられないのかなと、ちょっと思ったもんですからね、その辺はどうなっているのかというお尋ね。

それから、あそこは狭いもんですから、待機をする部分で、是非そういうふうな調整をされている部分もあります。電柱も移転して、そこを待機されているんですけど、それが道路とし

て認定の変更になれるのかどうかということ、どう判断されたかということをお尋ねしているわけですね。

どっちにしても、そういうところまでこの認定変更の変更の部分で、今回入れることまで調整せんでもよかったのかなとちょっと思ったもんですから、それをお尋ねしているんですけれども。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、御指摘ありましたように、待避場所ということで昨年、電柱の移転等を含めて2か所、整備をしておるところでございますが、その部分につきましては、毎年、道路台帳の整備を年度末に行っておりますので、その際に区域を判断しまして、道路の範囲内に含めていくという作業を毎年行っているところであります。

今回の部分につきましては、始点と終点の関係で延長等の発生ということでの変更ということになります。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
6番。

6 番（永安 文男 君）

分かりました。いずれにしても、調査をされた中で、そういうふうに影響ない状態での変更という議案ですね。

そして、一つ最後ですけれども、この起点のところの県道との設置面のところの交通事情ですね。あそこが見返橋から志方江迎線のほうに行く路線のときに、なかなか停止線の状況からしたときに、交通事故の多発の原因がちょっとあるわけですよ、止まっとく。見返橋から来た部分の車が、よく見えないんですよ、陰からの。だから、そういうところまでカーブミラーの設置は県の仕事でしょうけど、改良した分。あの辺のことは今までの打合せ経過の中で、そういうふうなことはなされたんでしょうか。

一つ、民間の個人的なカーブミラーが一つあるんですけれども、それは自前のカーブミラーということで、自分のところから出てくる部分だけの対応されているようなんですよ。公共的に志方線から出てくる部分の対応はどういうふうに協議の中でなされたかどうかお尋ねしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

申し訳ございません、県担当課との現場立会いの際には、そこら辺までのことを話をしております。これについては地元からも要望が上がっていたんじゃないかというふうに思っております。

これにつきましては、場所が県道とかなりますので、県との協議も必要となりますが、庁舎内でも担当課のほうと協議をしまして、どうすべきかというのをちょっと今後検討させていただければというように思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第96号 道路認定変更に関する件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第6 議案第97号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第7号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第6、議案第97号 令和2年度佐々町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第97号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

1 款町税、補正額、減額690万円、計14億8,932万8,000円。1 項町民税、補正額100万円、計6億5,935万円。2 項固定資産税、補正額、減額950万円、計6億7,153万3,000円。3 項軽自動車税、補正額160万円、計5,012万5,000円。

12 款分担金及び負担金、補正額、減額84万6,000円、計5,472万4,000円。2 項負担金、補正額、減額84万6,000円、計5,283万4,000円。

13 款使用料及び手数料、補正額、減額25万円、計2億53万5,000円。1 項使用料、補正額、減額25万円、計1億5,829万9,000円。

14 款国庫支出金、補正額1,735万8,000円、計29億2,192万6,000円。1 項国庫負担金、補正額2,522万4,000円、計7億582万7,000円。2 項国庫補助金、補正額、減額786万6,000円、計22億

1,130万8,000円。

15款県支出金、補正額、減額1,550万7,000円、計5億7,563万8,000円。1項県負担金、補正額、減額808万9,000円、計3億4,390万7,000円。2項県補助金、補正額、減額769万4,000円、計2億141万3,000円。3項委託金、補正額27万6,000円、計3,031万8,000円。

16款財産収入、補正額124万円、計2,010万4,000円。1項財産運用収入、補正額109万円、計1,670万円。2項財産売払収入、補正額15万円、計340万4,000円。

18款繰入金、補正額、減額4,761万6,000円、計18億4,412万円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額、減額3,990万4,000円、計2億1,345万4,000円。4項雑入、補正額、減額3,990万4,000円、計1億6,208万円。

21款町債、補正額2,290万円、計4億8,310万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額6,952万5,000円、計95億8,345万8,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額、減額245万2,000円、計7,314万9,000円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額、減額2,473万6,000円、計23億1,330万6,000円。1項総務管理費、補正額、減額889万1,000円、計20億5,373万1,000円。2項徴税費、補正額、減額1,545万2,000円、計1億8,799万7,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額21万9,000円、計5,506万1,000円。4項選挙費、補正額、減額46万2,000円、計830万5,000円。5項統計調査費、補正額28万2,000円、計608万4,000円。6項監査委員費、補正額、減額43万2,000円、計212万8,000円。

3款民生費、補正額2,515万2,000円、計21億7,874万3,000円。1項社会福祉費、補正額、減額326万3,000円、計7億9,829万3,000円。2項児童福祉費、補正額2,841万5,000円、計13億8,025万円。

4款衛生費、補正額、減額945万3,000円、計7億5,605万5,000円。1項保健衛生費、補正額、減額834万6,000円、計4億2,170万4,000円。2項清掃費、補正額、減額89万2,000円、計3億2,720万2,000円。3項診療所費、補正額、減額21万5,000円、計714万9,000円。

5款労働費、補正額、減額313万7,000円、計575万4,000円。1項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6款農林水産業費、補正額、減額908万9,000円、計3億2,879万7,000円。1項農業費、補正額、減額843万2,000円、計3億2,706万4,000円。2項林業費、補正額、減額65万7,000円、計153万3,000円。

7款商工費、補正額、減額341万1,000円、計2億3,155万円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額、減額1,783万4,000円、計8億9,655万9,000円。1項土木管理費、補正額、減額23万9,000円、計9,043万5,000円。

3ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費、補正額、減額448万6,000円、計1億85万円。5項都市計画費、補正額、減額281万4,000円、計4億1,478万3,000円。6項住宅費、補正額、減額1,029万5,000円、計2億3,225万円。

9款消防費、補正額2,576万5,000円、計3億820万1,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額、減額3,486万6,000円、計8億8,176万9,000円。1項教育総務費、補正額、減額26万3,000円、計7,910万5,000円。2項小学校費、補正額、減額913万4,000円、計2億9,083万7,000円。3項中学校費、補正額、減額313万6,000円、計1億7,169万1,000円。4項幼稚園費、補正額、減額631万3,000円、計1億1,985万2,000円。5項社会教育費、補正額、減額

873万1,000円、計1億1,509万3,000円。6項保健体育費、補正額、減額728万9,000円、計1億519万1,000円。

11款災害復旧費、補正額、減額360万円、計6,304万2,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額、減額360万円、計5,366万円。

12款公債費、補正額、減額1,295万2,000円、計5億704万4,000円。1項公債費、補正額、計とも同額です。

13款諸支出金、補正額108万8,000円、計10億607万4,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額6,952万5,000円、計95億8,345万8,000円。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正。

追加。9款消防費1項消防費、事業名、第4分団消防詰所建替事業、金額4,000万円。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、2年災農業用施設災害復旧事業、金額240万円。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、2年災公共土木施設災害復旧事業、金額2,090万円。

こちら3事業とも年度中での工期設定が困難となるため、今回繰越明許費の補正を計上をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正。

追加。事項、し尿・浄化槽汚泥処理業務委託料、期間、令和2年度から令和5年度まで、限度額1億5,724万円。

事項、ごみ処理施設運転補助業務委託料、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額2,200万円。

事項、東京2020オリンピック聖火リレー関係経費、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額210万円。

続いて、6ページをお願いいたします。第4表、地方債補正。

変更。起債の目的、（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業。補正前限度額9,890万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額9,110万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

続いて、（緊急防災・減災事業債）消防詰所建替事業。補正前限度額2,310万円、補正後限度額5,500万円。

続いて、（災害復旧事業債）2年災河川等災害復旧事業。補正前限度額1,210万円、補正後限度額1,090万円。この消防詰所建替事業につきましては、第4分団消防詰所建替事業に伴う増額の補正となっております。

続いて、7ページ、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

今回の第7号のこの12月の補正予算におきましては、可能な限り今年度の最終的な決算額を見込みまして、それに基づきまして歳入歳出の補正を行っているものでございます。

今回、減額補正となっておりますけれども、主な要因としましては、今年の補正予算ですつと計上しておりました、新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策、これの執行残が出ましたので、それに伴う減額補正が1,690万5,000円となっております。

続いて、このコロナ禍の影響によりまして、各イベント等の中止があっております。

また、各種検査業務の委託につきましても中止となっております、そういうふうなコロナ禍の影響によります補正ということで、減額の補正で、3,489万5,000円の減額補正となっております。こういう減額補正が今回の主な要因となっております。

11ページ、12ページをお願いいたします。

11ページの下段に、国庫補助金、説明欄に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがずっと出てきておりますけれども、これについては歳出予算の減に伴いまして充当を減額しておるものでございます。

それに伴いまして、12ページ、下から2つ目、7目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、こちらに今回地方創生臨時交付金の各執行残で減額になった分をこちらのほうに充当ということで、これについてはプレミアム付商品券事業に充当を行っているものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

16ページ、一番下段になりますけれども、財政調整基金繰入金、減額の4,194万2,000円ということで、これにつきましては、コロナ対策の減額補正分、先に取り崩しを行ってございましたけれども、その分の繰入金の戻しと。それと、その他の減額補正分で、合わせまして4,194万2,000円の繰入金の戻しということで、今回補正の計上をさせていただいております。

企画財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

各課長から説明があれば許可をします。

税務課長。

税務課長（大平 弘明 君）

議案書の9ページをお願いいたします。

1款町税1項町民税1目個人、補正額、増額の1,500万につきましては、給与所得、それから譲渡所得等が当初の見込みよりも大きかったということで補正の要因となっております。

続きまして、2目法人税、補正額、減額1,400万。こちらにつきましては、法人の決算及び予定申告の11月末までの実績をもとに減額の補正を行っております。

また、コロナ禍影響によります徴収の猶予が2件、約50万円も今回の補正に含んで減額をさせていただいております。

続きまして、2項1目固定資産税につきましては、950万円の減額を行っております。

主な要因としまして、コロナ禍影響によります徴収の猶予5件、640万円と、それからあとは調定実績による補正としまして310万円を減額をいたしております。

3項軽自動車税2目種別割、補正額、増額の160万円につきましては、車両の入替え等による実績による補正を行っております。

続きまして、歳出になります。歳出の25ページをお願いいたします。

2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費12節委託料、減額の67万4,000円につきましては、執行残によるものでございます。

次の22節償還金、利子及び割引料、減額の1,500万につきましては、1法人の決算に伴う還付金、還付加算金の事務手続が終了しておりますので、それに伴う減額の補正でございます。

税務課関係の主な補正は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、それでは10ページをお開きいただければというふうに思います。10ページの下段のほうになります。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金、2 節の児童福祉費負担金ですけれども、こちらの説明欄のほうの一番上にあります施設型給付費負担金（2分の1）、減額の2億3,268万7,000円ございますけれども、これはその下に2つ上がっております子どものための教育・保育給付交付金の3歳児以上分で8,718万2,000円、その下の3歳児未満分として1億7,858万1,000円がありますけれども、こちらのほうへ名称変更とあわせて組替えを行っているところでございます。

それから、13ページのところで、15款県支出金のほうになりますけれども、こちらのほうも同じように県のほうの負担金のほうになりますけれども、説明欄にありますように、施設型給付費負担金4分の1というふうにありますけれども、この部分が減額の1億1,634万3,000円ありますけれども、その下にありますように、3歳児以上分、3歳児未満分として4,359万1,000円、6,781万4,000円ということで、国費と同様に組替えを行っております。

先ほどの国費と県費とそれぞれですけれども、国費は結果として3,307万6,000円の増額補正、また県費につきましては、493万8,000円の減額補正を行っております。

また、それに関連して32ページになりますけれども、32ページのほうが歳出ということになります。32ページの上段のほうになりますけれども、18節の負担金、補助及び交付金のところですが、こちらのほうに施設型給付費負担金、町外施設型給付費負担金ということで増額補正を行っております。

すいません、またページ戻していただきまして、11ページのほうになります。11ページの中ほどになりますけれども、14款国庫支出金 2 項国庫補助金の 1 目総務費国庫補助金で 3 節戸籍住民基本台帳費補助金というのがございます。65万2,000円とありますけれども、これにつきましては、マイナンバーカードの普及のために国が、今現時点での未申請者、全ての国民にQRコード付きの申請書を送付するというようになっておりますので、その事務にかかる会計年度任用職員の雇用を追加計上するというので、歳出のほうにも26ページになりますけれども、歳出のほうにも予算を計上させていただいております。

事務的な話ではございますけれども、国から今通知がまいっておりますのは、12月の下旬からおおむね10日間隔で毎回1,300名ほどに郵送で送ると。9回にわたって送付するというふうなことになっておりますので、相当数のマイナンバーカードの申請者が出てくる可能性もありますので、会計年度任用職員の雇用をというふうに想定をしているところでございます。

それから、また11ページのところですが、同じく11ページのところの中ほどになりますけれども、下段の民生費の国庫補助金のところになります。この1節の社会福祉費補助金で説明欄の2段目ですけれども、障害者総合支援事業費補助金の16万5,000円ですけれども、これはシステムの改修にかかる補助金ということになります。歳出予算については電子計算費のほうに計上をさせていただいております。

それから、17ページになりますけれども、大変申し訳ございません、17ページの中ほどで過年度収入、3目過年度収入がでございます。

説明のところの上の2つですけれども、令和元年度子どものための教育・保育給付交付金の減額の2,877万1,000円がでございます。

それから、その下に令和元年度子どものための教育・保育給付費県負担金というのが追加交付ということでございますけれども、これにつきましては先の9月補正で、国費につきましては3,334万4,000円の追加交付を計上させていただいたところなんですけれども、その後、県とのやりとりの中で、私どもの事務の間違いが見つかりまして、結果として457万3,000円となったものですから、今回2,877万1,000円の減額補正をさせていただきました。

県費も同様でございまして、9月補正で1,456万5,000円の追加交付を計上していたところですけれども、同様に200万7,000円となりましたので、今回1,255万8,000円の減額補正をさせていただいたところでございます。

大変申し訳ございません、度々こういった事務の執行に間違いがあり、また御説明する形となり、本当に申し訳ないというふうに思っております。今後こうした間違いを起こさないように、課内でのチェックをしっかりとまた確認をし、充実させながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、すいません、歳出のほう29ページのほうになります。

29ページのちょうど中ほどになりますけれども、12節委託料のところの育児支援ホームヘルパー派遣事業委託料というのが減額の112万9,000円ということで計上させていただいておりますけれども、当初予定していた案件がございましたけれども、それが現時点での支援が発生しておりませんので減額をさせていただいたところでございます。

それから、その下の地域生活支援事業委託料の減額156万6,000円につきましても、訪問入浴事業などそれぞれの利用実績を踏まえての減ということで整理をさせていただいているところでございます。

それから、すいません、下の30ページになります。30ページのところで下段のほう民生費ですけれども、民生費の2項児童福祉費で1目の児童福祉総務費のところでございますけれども、1節報酬で佐々町要保護児童対策地域協議会委員報酬5万4,000円を上げておりますけれども、この要保護児童対策地域協議会につきましては、個別ケースの対応については、その都度関係機関と連携しながら、情報共有を図りながら実施対応を取れているところではございますけれども、児童相談所、福祉事務所、保健所、法務局、警察、民生委員、それぞれの関係機関の代表者が一堂に会して情報共有する場というのが出来ておりませんでしたので、それが今回できるというふうなことで予算を計上させていただいているところでございます。

住民福祉課の件は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

保険環境課分でございます。5ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございます。追加としまして、し尿・浄化槽汚泥処理業務委託料、期間として令和2年度から令和5年度までということで、こちらにつきましては、し尿の前処理施設の今後のスケジュールというようなところを一般質問等々と含めて御報告させていただいているところですが、令和6年度からの供用開始というところに向かって今進めておるところでございます。

したがいまして、令和5年度までの処理委託の延長が必要ということになりましたので、債務負担行為として、実質、令和3年度から令和5年度までの3か年分なんですが、今年度に契約をいたします関係で、期間としては令和2年度からというふうにさせていただいております。限度額として1億5,724万円でございます。

それから、その下の段、ごみ処理施設運転補助業務委託料として、期間として令和2年度から3年度までということで、先日の総務厚生委員会のときには令和6年度までの、実質、令和3年度から6年度までの4年間ということでお話をしておりましたが、種々御意見頂きまして内部で協議いたしまして、実質まずは来年度、令和3年度の1年間というところで、これも同じく今年度中に契約をいたします関係で、期間として令和2年度から令和3年度までというふうにさせていただいております。限度額として2,200万円でございます。

それから、歳出のほう、34ページをお開きください。

34ページの4款2項1目清掃総務費でございますけれども、需用費として印刷製本費12万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、議決いただきましたごみ処理のリサイクルの小袋を作成します関係と、それからその添付資料として付けておりました乾電池の無料回収ということを行うというところで、今現在つくっておりますリーフレット、「ごみと資源物の分け方出し方」というリーフレットをつくり変える必要がございますので、その分の印刷製本費を計上させていただいております。

今の関係のその中段ぐらいにいきまして、塵芥処理費のほうの10節需用費、消耗品費73万円、こちらは乾電池の無料回収用のペール缶等々の購入費用というのを計上させていただいているところでございます。

それから、34ページの一番下になります。3目し尿処理費の12節委託料、し尿・浄化槽汚泥処理業務委託料150万円。

それから、次のページにまいりまして、35ページ、18節の負担金、補助及び交付金のし尿・浄化槽汚泥搬送補助金24万6,000円でございますけれども、こちらにつきましては、今年度コロナの影響で自宅にいらっしゃる方が多いからということかどうか、はっきり原因は特定できませんが、処理量が増えておまして、その見込みでいくとちょっと予算が足りなくなるというふうな見込みでございますので、その分を増額補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、ページのほうで36ページ、歳出のほうになりますが36ページのほうお願いいたします。

産業経済課所管の主なものを説明させていただきますが、まず5款の労働費2目緊急雇用創出事業費でございますが、こちら会計年度任用職員を6名雇い入れるように計上いたしておりましたが、現在におきましても1名の雇用にとどまっているところでございます。このため、現在不用とする額につきまして減額させていただいておりますが、募集につきましては今後とも継続していくものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

37ページ、6款農林水産業費5目農業振興費でございますが、18節の負担金、補助及び交付金ですが、こちらの4行目になります。チャレンジ園芸1000億推進事業費補助金ですが、こちらは減額を大きくなっているものでございますが、こちらにつきましてはイチゴハウスの設備の導入でございましたが、実績によるものの減ということでございます。

それと、その下、新規計上のほうになりますが、令和2年台風第9号及び第10号により被災した農業用ハウス・畜舎等の復旧対策支援事業費補助金でございますが、こちらにつきましては名称のと通りの事業という形になりますが、被災施設の再建、修繕費用の一部を補助するものとしまして県の事業がございまして、この事業の対象とされる被災した施設として農協のライスセンターのほう、そちらとあと農家のハウスにつきまして、1戸につきまして確認しておりますので、こちら補助率のほうが県のほうが10分の3以内、町が10分の1以上というふうになっておまして、予算のほうを計上させていただいております。県の補助分を受け入れますように、歳入においても計上いたしているところでございます。

その下、6目の農業生産総合対策事業費、7節の報償費でございますが、アライグマ等捕獲

報奨金になりますが、こちら有害鳥獣の小動物捕獲に対する一頭当たり2,000円の報奨金になりますが、例年以上、特にアライグマのほうが出没、捕獲されておりまして、予算が不足するのが見込まれますので、今回、追加計上させていただきます。

続きまして、38ページ、次ページになりますが、8目農地費のところ8節の旅費になりますが、普通旅費でございますが、こちら大新田排水機場のポンプ修繕におきまして、ポンプの分解、整備の状況を発注業者の工場のほうにて検査をする必要があるとのことで県より指摘をいただいております。このため新規になりますが、予算の計上を組んでいるところでございます。

その下、10節の需用費のところ、光熱水費のほうを上げさせていただきますが、こちら排水機場の電気代になりますが、ポンプ1号機が電気での駆動を行っておりますが、例年にも増して稼働が多いという状況であるため増えているものでございます。

そのページが一番下になりますが、11目の農業体験施設管理費のほうでございますが、こちら10節の需用費で修繕料のほうを上げさせていただきますが、施設のビニールハウスが台風のほうで被災しまして補修が必要となったもので計上させていただきます。

それと、次の14節工事請負費でございますが、青空広場横トイレ改修工事、500万円計上させていただきますが、議会においても指摘が頂いておりました青空広場横のトイレにつきまして、危険性があることから簡易水洗化とあわせて電気工事のほうを行いまして、便器のほうも洋式化をするものでございます。

次のページで、41ページのほうをお願いいたします。

41ページ、7款商工費、7目消費者行政推進費、こちらの8節の旅費のほうでマイナス12万円としておりますが、普通旅費になりますが、こちら研修のほうを予定しておりましたが、コロナの影響によりまして中止となったものが多くありました。これに代わりまして、その下の行になりますけども、17節の備品購入費、こちらのところで同額の分での研修用タブレットという形で計上しておりますが、こちらが研修がなくなった分、ウェブ会議という形の研修が増えることになりましたので、対策としましてタブレットを購入することとし、予算のほうを計上させていただきました。

産業経済課は以上になります。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

4ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。この分の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、2年災公共土木施設災害復旧事業でございますが、これにつきましては、6月24日から7月11日の大雨によります公共災の災害復旧工事分の5件災害がありました。そのうち3件について工期が3月末までに見込めないということがございますので、繰越しをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それから、歳出のほうで43ページをお願いいたします。

43ページ下の段、1目住宅管理費でございます。

14節工事請負費、982万1,000円の減額でございます。町営住宅整備改修工事分でございますけども、これにつきましては主として末永団地の外壁改修工事を全6棟今回実施しております。工事の実績見込みによります減額となっております。これに伴いまして、12ページの国庫補助金、それから18ページ、起債の減となっております。一般財源が増というふうになっておりますが、これにつきましては末永団地外壁改修工事におきまして、当初計上時、全体工事費の約10%程度を単独分として概算計上しておりましたけども、実績としまして約14%が単独分とな

りましたので、その分での一般財源の増とさせていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。第4分団消防詰所建替事業、こちらにつきましては4,000万円の繰越しをお願いさせていただいております。

現在、解体工事を行っております、工期が2月24日までということで、これに伴いまして、この後、建替工事を実施していきたいということで、来年8月、約6か月の工期で建替えを実施したいということで考えております。

すいません。この中身でございますけど、18ページをお願いいたします。

起債のところでございますけど、2,310万円から3,190万円増額させていただきまして、5,500万円の消防債ということになっておりますけど、先ほどの消防詰所の財源となっております。これにつきましては、緊急防災・減災事業債を活用させていただいておる関係上、先ほどの今年度予算を計上させていただいて繰越しで実施するというような計画でございます。

起債対象としましては、当初予算、また9月補正等で組ませていただきました設計費用、また解体工事費用、それと今回建替工事費用、こちらを含めて起債の計上をさせていただいているところで、5,500万円の起債を計上させていただいているところでございます。

歳出のほうをお願いいたします。23ページお願いいたします。

8目の電子計算費でございますが、12節委託料ということで140万円ほど計上させていただいておりますが、これは町長報告にもございましたとおり、この中で予防接種、新型コロナウイルスの予防接種がいつ始まってもいいように、予防接種のシステムの改修費用等を増額させていただいております。

すいません、44ページをお願いいたします。

何度も言いますけど、こちらのほうに3目のほうの消防施設費ということで、第4分団の消防詰所の建替工事を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

失礼いたします。ページ、5ページでございますが、第3表、債務負担行為補正。追加。東京2020オリンピック聖火リレー関係経費でございます。令和2年度から令和3年度まで210万円。昨日委員会報告でもありましてとおおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って1年延期となっております聖火リレーにつきましてはの予算でございます。

警備委託料と資機材、そういったもののレンタル料につきましては、契約等の準備行為ということで、昨年度、債務負担行為を同額上げさせていただいておりましたが、これを皆減とさせていただきまして、再度今回計上させていただくものでございます。

続きまして、教育委員会関連の今回の主な歳入歳出補正予算の内容につきましては、歳入につきましては、予算書のページ10ページからページ17ページにかけてでございます。入札執行残に伴う減額となった事業の国、県、補助金あるいは企画財政課課長の説明がありましてとおおり、

コロナ臨時交付金関連の執行残に伴う予算の減額。

それから、幼稚園関連事業の決算見込みによる国県負担金の減額、あるいはページ16ページでございますが、小中学生が多く活用する体育文化振興事業について、新型コロナウイルス感染予防のための大会中止等に伴う決算を見込んだ基金繰入金の減額補正と、主なものはそういったものを減額させていただいております。

歳出につきましては、教育委員会関連はページ35ページの労働費からページ54ページ教育費まででございます。

主なものにつきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正、それから会計年度任用職員の人件費の調整、新型コロナウイルス感染症予防対策のため各種イベント経費ですね、あるいは各種団体の関連事業等の中止に伴う補助関連予算の減額、その他幼稚園関係の施設利用給付費等、決算を見込んだ補正となっております。したがって、教育全体費で総額3,486万6,000円を減額する予算となっております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

全部済んだね。

各課長から説明が終わりました。

しばらく休憩します。

（15時13分 休憩）

（15時22分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

3点ほど。まず、第2表繰越明許費補正。繰越しを反対するものではございませんが、私たちが聞きたいのは繰越しの理由ですよね。建設課でいえば、5件のうち3件が繰越しです。どういったいきさつで繰越しになったのかという理由の説明をしていただかないと、繰越し理由の説明がなかったので、詳細をお願いしたい。

それと、同じく建設課課長の説明で、単独見込みの10%を見込んでいたが、14%に単費が増えましたと。単独見込みが10%だったのが14%、4%増えた。これは、この理由が何なのかという理由の説明がなかったので、その点を御説明を願いたい。

あと1点、5ページのごみ処理施設運転補助業務委託料1年分、2,200万円、債務負担行為が上がっております。調査をさせていただいて内容等分かっているんですけど、いわゆるこれは業務委託、人件費、派遣ということでされているんですけども、人数換算で一人当たりの経費を考えると、60万円ほどの単価だったというふうに認識をしております。

町長に申し上げたい。これ確認なんですけど、やはり町としていろんな施設を抱えていて、特に技術者、水道で言えば電気や施設管理、あとはクリーンセンター等も抱えておまして、そういったところの技術者、あと下水もあります。管工事関係、建設課でいうと土木、建築、産業経済課、農業土木等々、その技術者が不足しているのではないかと。職員の年齢構成等々を考えていくと、この10年先、20年先ということを考えてときに、たとえ直で行わなかったとしても、管理をせんはいかんわけですね。

ということで、技術者年齢構成等々を考えていくと、今育てていく状況をつくらないと、技術者不足が今後顕著に見られ、発注者側のほうが受注者側の民間の方よりも技術能力というところにおいて、私は上回っておかねばいけないと、現状の分析も含めてですね。

そういったことで、今いらっしゃる技術者が後輩を育成していくという環境が望まれるのではないかと。そこにかかる投資は佐々町の財産につながるというふうに考えますので、その業務委託うんぬん上がっていますが、これはやっぱり技術者が不足しているんじゃないかなというふうに感じますので、そここのところのてこ入れをしていただく考えがないかということで質問をさせていただきます。

議長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

まず1点目、4ページの繰越明許費のことでございますが、説明が不足し申し訳ございません。

先ほど言いましたように、6月24日から7月11日の大雨によりまして、施設の災害を受けたわけですが、本件については9月の議会で補正をさせていただいております。

そのあと、国によります災害査定が補正の前の部分もありますけれども、9月9日と29日に実施されました。その後実施設計等を行いまして、11月4日に2件、26日に2件の入札を行っております。

26日に入札を行いました2件につきましては、不落というふうになりましたので、その後入札の手続きをとりましても、工期的に年度末までの完成が見込めないということがございまして、標準工事がとれないということがございまして、繰越しをお願いしたいというところでございます。

また、1件につきましては、その建設課の分の上の段、2年災農業用施設災害復旧事業、これ産業経済課分でございますけれども、この被災地が同一箇所でございますので、農業用施設災害との合併施工をする必要があります。その関係で、農業施設災害のほうの査定のほうが11月10日に行われております。その後、実施設計等進めているところでございますけれども、これも工期的に年度末までの完了が見込めません。ということで、建設課としては3件の繰越しをお願いしたいと。

産業経済課の分につきましては、合併施工分でございますので、1件の繰越しをお願いしたいという部分でございます。

それから、公営住宅の外壁改修工事の部分の一般財源分の増額分でございますけれども、まず補助対象外としては、機能を維持するもの、玄関ドアの塗替えとか、雨どい等の塗替え、この辺につきましては補助対象外となりますので、一般財源となります。

国への当初の要望をする際に、過去の工事例、口石団地等をしておりますので、その際の工事費用の補助対象外の割合を見たときに、約1割程度が補助対象外の支出となっておりますので、それでもちまして国の予算要望をしております。

その予算がつかしましたあとに設計等を組みまして、実際工事を実施しまして、その結果、全体的に占める割合が1割を超えてしまって、その分単独費用になりますので、一財を今回増額させていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

5 ページに関連いたしまして、ごみ処理施設の運転補助ということで、これ技術関係で上げていただいているわけでございます。

やはり今阿部議員さんがおっしゃるように、技術者というのがなかなか今は見つけるのが厳しいということでございます。

それと、水道課のほうも浄水場の点検を委託をするようにしているわけでございます。我々も技術者を養成して、ずっと推進的にやりたかったんでございますけど、なかなか難しいと。

この前も募集をして1次試験は6人か5人ぐらい上がったんですけど、面接をする段階で全部断られました。全部辞退が出ましたので、実際的には面接は一人も出来ていません。技術者を雇う予定だったんですけど。なかなか年代的にずっと技術者を雇わなければならない、ずっと年代層があるもんですから、我々もそういうことで今やっているんですけど、やはり技術の方が町にはなかなか来てくれないということと、あるということで、佐世保市も佐世保土木部長にもちょっと話をしたら、佐世保市も土木関係で特殊なものはなかなか来ないということで、大学を回らなきゃならないかなってということでお話があつておまして、やはり我々としみしても技術が不足していますので、あと社会人とかどうするのかというのは、今後やはり課内で検討していかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

技術者不足については、増員する意向があられるということで安心をいたしました。やはり周辺に工業高校をはじめ高専、大学系も様々あられると思いますので、そちらのほうに町内からも行ってらっしゃる学生さんも多数いらっしゃると思いますので、是非とも佐々町のために尽力していただけないかという御協力を、トップのほうからでも人事担当部局からでもお願いに回られてはいかがかなと思います。

ノウハウを持った技術者が、現在本町にいらっしゃると思いますので、その方が後進を育てていくと、10年後、20年後先につながる人材を育成していただいて、施設の維持管理等につなげていただきたいと。

この1問目の質問にもつながりますけど、繰越明許費も災害関係も、災害が起こってから簡易設計したり、査定の対応、かれこれ時間の猶予がない状況で技術者は対応しなければいけないということは存じ上げております。

そういったノウハウも含めて、そこにマンパワーを活用していただいて、チームとして頑張っていたら対応すれば、スケジュール的にも前倒しにできることもつながるのではないかと思いますので、そういった意向を確認できましたので、期待を持って質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

何点か確認と質問をしたいと思います。

29ページの民生費の27節の介護保険特別会計繰出金の内容と補正の理由をお尋ねしたいと。

ちょっと聞き落としたかもしれませんが、あと続けて、民生費の児童福祉費の扶助費の中の障害児通所給付費の補正の内容と理由。

それから、3点目は、32ページの民生費、児童福祉費の中の負担金、補助金の中の町外施設型給付費負担金についてですね、これも内容と理由。

4点目、後期高齢者医療費、衛生費の5目のところですが、後期高齢者医療療養給付費の負担金の補正の内容と理由。

それから、5点目は、37ページ、農業振興費、これちょっと聞き落としたかなと思うんですが、チャレンジ園芸のところは、補助金のこれは、事業を予定していた方が取りやめられたのか、ちょっとそのことをもう一回確認をしたいと思います。

最後に、43ページの先ほど説明があった町営住宅の改修工事費が982万円減額になっておりますけれども、実績見込みという説明だったんですが、どういう内容だったのか。結構高額なマイナスになっていますので、何か当初の計画に誤りがあったのか、何かを取りやめたのか、内容について御説明いただきたい。

以上、6点です。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の37ページになりますが、農林水産業費の5目の農業振興費、こちらのところでチャレンジ園芸1000億円推進事業費補助金のほう、マイナス1,028万5,000円計上しておりますけれども、こちらがイチゴハウスの設備の導入ということで説明いたしましたけれども、この中に4つのメニューがございまして、それぞれのところで入札等行われておりますけれども、その中に高設栽培システム導入、あと自動換気装置導入、あと炭酸ガス発生装置環境測定器導入ということでありましたが、こちらにつきましては、入札等を終わった中での減額という形が出ておりますので、その分を減少させていただいておりますけれども、もう一つ、ハウスリノベーションというのもメニューにございましたが、こちらにつきましては、受益者数が不足したという形で補助の対象外となってしまいまして、その分の取下げという形となっておりますので、大きくはその分も減少になっているという要因でございます。

説明は以上です。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

まず、住宅改修工事の部分の減額部分でございますけれども、これにつきましては、特別何かを取りやめたということではございません。当初予算を計上する際は、概算で計上を当然しますので、その際に発注にかかります実施設計を組んだところでの減額部分、それと実際に入札に付しますので、入札での減額という部分が主にこの全体を通じると、この金額になっていたというところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、3点ほど御質問いただきましたけれども、まず1点目の介護特別会計への繰出金

の件ですけれども、これにつきましては、簡単に言うとルール分ということになるんですけれども、特別会計のほうの補正が発生したときに、そこの一般会計との絡みというふうなことになると思います。

項目としては、介護給付費の負担金の分、地域支援事業にかかる分、それから一般事務費にかかる分、認定事務費にかかる分ということで、今回188万5,000円の繰出金を計上させていただいているところでございます。

それから、すいません、先ほど説明が漏れておりましたけれども、障害児の通所給付につきまして、当初予算で506件、延べですけれども、を見込んでおりましたけれども、その件数がすいません、当初予定よりも随分増えておまして、今、今回見込んでおりますのが、決算見込みで700件というふうな形で見込んでおまして、そういったことでの427万円の増額補正をさせていただいたところでございます。

それから、町外施設型給付費負担金のところですが、町外の保育園とか町外の認定こども園、そういったところにかかる分になりますけれども、当初予算で8,500万円ほど見込んでおりましたけれども、これが実績見込みで1億と500万円ほどになるというふうなことで、約2,000万円の増額をさせていただいたところでございます。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

32ページの一番下、後期高齢者医療費の後期高齢者医療療養給付費負担金でございますけれども、この負担金につきましては、元々制度上、町の負担は12分の1というふうになっております。

これにつきまして、毎年度見込みの分で負担をするものと、前年度、今年度でいきますとR元年度の精算の確定というものと、両方合わせて負担をするというふうになっておまして、今回につきましては、R元年度の負担金の精算額が確定したことによる増額ということになっております。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

はい。

議 長（川副 善敬 君）

質疑。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

2点ほどお伺いいたします。

11月20日に総務厚生委員会がっております。ごみ処理の運転の件で、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、あそこのクリーンセンターを動かすには、それなりの資格を持った方が多くいられると思いますけれども、その中で特殊作業を行う運転を確保が難しいということ

でなっております。

現在、3名ほど確保してやっておられると思いますけども、あと2名の予定になっておりますけれども、これは何の運転の業務かというのが分かりませんので、まずそのところを1点お伺いしたいと思います。

それから、現在3名なんですけども、来年度も2名プラスされるのかということです。

それから、2点目としまして、ページの6ページ、緊急防災・減災の詰所の件でお伺いいたします。

これも11月20日の総務厚生委員会でなっておりますけれども、この総務厚生委員会の資料の総務課資料の1、佐々町の消防団（仮称）計画ということで、令和2年、3年で4分団の詰所、それから5分団で4年、5年ということで計画になっております。それから、1分団が7年、8年、それから7分団が9年、10年ということになっております。

それで、ここで建替えの例えば面積、どのくらいの面積で一応計画されるもんか、そこら辺のところをお伺いしたい。

というのが、今、2、3、4、6というのは、集会所が周辺にあって、ある程度、とめやすいところもあるんじゃないかということだと思います。例えば、新規に建てられる場合には、そういう駐車場、今、何かと、いざというときには、ほとんどの方が消防団員は車で来ますので、そういう確保とか何とか、そういうことでどのくらいの面積を予定されておられるものかをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、ごみ処理施設の運転というところで、どのような運転の内容かというふうな御質問かと思えます。

運転の内容としましては、ごみ処理施設の焼却の運転ということで、焼却関係、機械設備もろもろございまして、それらを操作しながら焼却処理をするというふうな内容で、必要な資格としましては、クレーン運転士、それから酸素欠乏危険作業、それから危険物の取扱い、それとフォークリフトですとか電気機械の資格というふうなところで、こういった資格のある方に従事をしていただいているところでございます。

今回、債務負担行為で計上をさせていただいておりますのは、来年度の1年分の予算を債務負担行為として計上をさせていただいているところですが、9月補正のときに御説明をいたしましたのは、急遽人員配置が必要になったというところで、人員の確保が難しいという御説明をしておったかと思えます。

今回の債務負担行為、来年度以降の話ですけれども、元々ごみ処理施設の長寿命化対策をやるということにあたって、運転管理の委託、派遣ではなくて運転管理の委託ということで、この運転管理というものの中にも様々やり方がございまして、その検討をしていくということにしておりましたので、それにあたって、その手前で職員を配置するところは職員を配置してしまうと、長寿命化5人の体制に影響が出てきますので、今回の債務負担行為は、まずその検討をしっかりとやっていくまでの間という意味で、1年間の派遣の委託をもう一回お願いをしたいというふうな意味での債務負担行為の計上ということでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

消防団詰所の建替えの面積ということでございますけど、先の総務厚生委員会のほうでお話させていただきましたとおり、今後消防団詰所の個別施設計画をつくりまして、随時建替え等、修繕等を行っていく予定しておりますが、当然建替えするにあたりましては、現有面積等々の絡みがございますので、その部分のしっかりした基準が必要ということで、内部的には大体建物の基準ということを決めておりまして、まず建物面積につきましては115平米、これは車庫のほうを約46平米見まして、そのほかの部分につきまして合わせまして115平米、建物面積ですね。

それと敷地面積、駐車場面積をそのうち105平米としまして、約220平米、これを基準として考えておるところでございます。

ただ、当然建物の形状とか、どうしても地域の実情とかございますので、その辺については増減することとするということで、一文は設けさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

9番。

9番（淡田 邦夫 君）

総務の消防の詰所の件は、220平米ということで分かりました。

資格の件ですけども、先ほど町長も言われましたとおり、5番議員も言われましたけれども、そういう技術の伝承ということで、技術を持った者がなかなか来んよということで言われました。

例えば、我々の年代の2次産業に勤めた者とする、例えばクレーンの運転免許、このクレーンの免許は、あそこのじんかい処理場の免許は、床上操作式のクレーンを持っておれば、たぶんいいんじゃないかと、天井クレーンは要らんんじゃないかということで思いますけども、そこら辺のところ。床上操作式であれば、そこら辺の2次産業が数多くありましたから、かなり持った方たちはおられると思うんです。それから、フォークリフトもたぶん持っておられると思う。そこら辺のところ、ただ電気のほうも1種か2種か分かりませんが、そういう例えば酸欠を持った方もだいたいおられるんじゃないかということで、そういう方たちもやはり委託じゃなしに、どういうふうな応募されたかちょっと私分かりませんが、我々の団塊の世代のそういう2次産業に勤めた者は、かなりそういうふうで持っておるんじゃないかということで思うものですから、ここで私も4つぐらい持っておるわけですか、雇ってもらえば。

そういうことで、かなりおるんじゃないかと思っておりますので、そういうものを活用されたいかがかということで終わらせておきます。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

先ほど安達課長が申しましたように、やはりごみ処理施設に今基本計画といいますかね、ごみ処理のリニューアルといいますか、そういうことをやるように今計画させています。

担当が今所長だけでやっているわけで、事務職員いないわけですね。やはりそこに何人かおれば、話し合いをしながらこういう進め方もありますので、やはり運転だけというのなかなか厳しいわけでございますので、そういうことを考えてやはり民間委託のほうに、そちらのほうを切り替えて、こちらのほうに専念をしていただくと、そういうことを考えながらやっていき

たいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑は。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

1点だけ、時間の関係がありますので、あとの方よろしく御協力をお願いします。

41ページ、窯体験施設の中に委託料の10万円ってあるんですが、廃棄物の収集処分っていうのは、あそこで出てくるのかなとちょっと疑問があるもんですから、内容について、どういのが廃棄物で、10万円っていったらかなりの金額ですので、中身を回答願います。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問の41ページでございます窯体験施設管理費のところ、廃棄物収集処分業務委託料のほうは10万円上がっておりますけども、これにつきましては、先の台風によりまして窯体験施設のところに倉庫のほうがございましたけども、その分が飛ばされてしまいまして、その外壁等がごみ処理という形で出ております。その分の処分につきまして、10万円ほどの見積もりを出しまして処分をするという形で計上させていただいております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

量はどのくらいあるわけですか、量は。トラック1台ぐらいですか。

議 長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

申し訳ございません。量につきましては、詳しい形のほうは頂いておりませんが、軽トラック1台分ぐらいではなかったかというふうに思っております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

議 長（川副 善敬 君）

ほかに。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません。1点だけ、絞ってということですので。16ページの16款財産収入の公用車売払収入というのを、公用車をどのように処分されたのか説明をしていただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、説明を忘れておりました。公用車売払収入ということで、15万円計上させていただいております。こちらにつきましては、町長の利用しております公用車のほうを、今回リース契約で変えることとしております。現在の公用車のほうを売払いをしたいということで、今回計上させていただいているものでございます。

これにつきましては、一般競争入札ということで、来年1月中に進めさせていただこうということで考えております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

分かりました。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第97号 令和2年度佐々町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

少し時間が超過すると思っておりますけれども、御協力をお願いします。

日程第7。国保と介護関係のだけ担当の課長だけおって、あとは退席されて結構です。

しばらく休憩します。

（15時54分 休憩）

（15時58分 再開）

— 日程第7 議案第98号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第98号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第98号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

1 款国民健康保険税、補正額、減額320万1,000円、計2億3,145万1,000円。1 項国民健康保険税、補正額、計とも同額です。

3 款国庫支出金、補正額143万3,000円、計426万4,000円。1 項国庫補助金、補正額、計とも同額です。

4 款県支出金、補正額123万7,000円、計10億6,438万6,000円。1 項県補助金、補正額、計とも同額です。

6 款繰入金、補正額、減額60万8,000円、計1億2,839万3,000円。1 項他会計繰入金、補正額、計とも同額です。

8 款諸収入、補正額、減額13万6,000円、計63万6,000円。3 項雑入、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額127万5,000円、計14億4,908万4,000円。

2 ページを御覧ください。歳出。

1 款総務費、補正額、減額5万7,000円、計977万3,000円。1 項総務管理費、補正額、減額9万1,000円、計690万7,000円。2 項徴税费、補正額1,000円、計269万1,000円。3 項運営協議会費、補正額3万3,000円、計17万5,000円。

4 款保健事業費、補正額2,000円、計2,130万6,000円。1 項保健事業費、補正額、計とも同額です。

7 款諸支出金、補正額26万5,000円、計245万4,000円。1 項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8 款予備費、補正額、減額148万5,000円、計254万8,000円。1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額127万5,000円、計14億4,908万4,000円。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書についての総括については説明を割愛させてい

たきます。

今回の補正予算ですけれども、まず4ページ、歳入でございますが、保険税の関係、こちらにつきましては、9月補正後のコロナによります減免、それとその他の要因ということで、コロナ減免が減額の238万9,000円、その他の要因が81万2,000円の減額ということで、保険税の減額はさせていただいております。

これに伴いまして、次の国庫支出金のほうと4款県支出金のほう、こちらが国県の負担として入ってくる歳入を増額計上させていただいております。県支出金につきましては、このコロナ減免分だけではなくて、県2号繰入金の確定額ですとか、そういった調整額の分も合わせて補正をさせていただいているところです。

次のページを御覧いただきまして、5ページですけれども、繰入金、一般会計繰入金ですけれども、こちらは、まず1節と2節の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、これは、7割、5割、2割の軽減にかかる分の減額補正ということになっております。それから、4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税措置分ということで、確定額で増額の補正をさせていただいているところです。

それから、次の6ページを御覧ください。6ページの歳出で、一番上ですけれども、1目一般管理費の中の12節委託料、コクホ・ラインシステム改修業務委託料ということで、これは、補正で今回計上させていただいておりますが、新型コロナの関係と、それからマイナンバーの関係の様式変更に伴います増額補正ということになっております。主な補正の内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第98号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第99号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第8、議案第99号 令和2年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第99号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。めくっていただきまして1ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。歳入。

2款使用料及び手数料、補正額、減額25万4,000円、計26万円。1項手数料、補正額、計、同額です。

3款国庫支出金、補正額345万2,000円、計2億9,237万8,000円。1項国庫負担金、補正額110万円、計2億1,246万2,000円。2項国庫補助金、補正額、235万2,000円、計7,991万6,000円。

4款支払基金交付金、補正額80万9,000円、計3億2,639万3,000円。1項支払基金交付金、補正額、計、同額です。

5款県支出金、補正額、減額23万円、計1億7,860万3,000円。1項県負担金、補正額68万8,000円、計1億7,237万6,000円。2項県補助金、補正額、減額91万8,000円、計622万7,000円。

6款繰入金、補正額152万7,000円、計2億2,019万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額188万5,000円、計1億9,163万4,000円。3項他会計繰入金、補正額、減額35万8,000円、計656万2,000円。歳入合計、補正額530万4,000円、計12億7,244万2,000円。

次のページです。2ページになります。歳出。

1款総務費、補正額262万4,000円、計2,016万4,000円。1項総務管理費、補正額132万円、計626万5,000円。3項介護認定審査会費、補正額130万4,000円、計1,312万1,000円。

2款保険給付費、補正額550万円、計11億8,411万4,000円。1項介護サービス等諸費、補正額50万円、計10億6,929万1,000円。4項高額介護サービス等費、補正額500万円、計3,213万2,000円。

5款地域支援事業費、補正額、減額594万6,000円、計4,649万円。1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額、減額271万3,000円、計1,047万3,000円。2項一般介護予防事業費、補正額、減額8万5,000円、計1,668万6,000円。3項包括的支援事業・任意事業費、補正額、減額314万8,000円、計1,931万4,000円。4項その他諸費、補正額ゼロ、計1万7,000円。

7款諸支出金、補正額ゼロ、計888万7,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計、同額です。

8款、予備費、補正額312万6,000円、計651万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額530万4,000円、計12億7,244万2,000円。

すいません。今回の補正のちょっと説明、歳出のほうから少し説明させていただければと思うんですけども、10ページをちょっと開いていただければというふうに思います。

すいません、もう一枚ありました。3ページ目、申し訳ございません。

第1表、歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。歳入合計、補正額ゼロ、計364万円。

歳出。1款事業費、補正額、減額9,000円、計293万2,000円。1項包括的支援事業費、補正額、

計ともに同額です。

2 款予備費、補正額9,000円、計70万8,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計364万円。

すいません、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括については、割愛させていただきます。

すいません、歳出のほうから少し説明させていただければと思いますが、10ページのところで、上段のほうになります。

4 目の居宅介護福祉用具購入費というところで、50万円の今回補正をさせていただいておりますけれども、当初予算で93万6,000円の予算を計上しておりましたけれども、9月までの実績で、既に28件の実績がっております。去年の1年間の実績が29件ということで、去年と同じ規模の件数が上がってきておまして、予算の執行額自体は7割程度の執行というふうになっていることから、今回50万円の増額補正をしているところでございます。

それから、同じくこの10ページの下段のほうになります。高額介護サービス費のところ500万円の増額をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、先ほどと同じような格好ではありますけれども、9月までの実績を見る中で増額をさせていただいたところでございます。

それからページをめくっていただきまして、11ページになります。11ページの一番上の介護予防・生活支援サービス事業費の説明欄、生きがい教室のところ、減額の270万円させていただいております。当初予算で参加の人員を1,560人というふうに見込んでおりましたけれども、結果としてコロナの関係で、実績の見込みといたしますか、そこがもう半分程度になるんじゃないかというふうな見通しになっているところから、今回270万円の減額をさせていただいたところでございます。ちなみに、平成30年、コロナウイルスがなかったときの実績が1,739人で、年度途中後半にコロナの影響があったということもありますけれども、令和元年度の実績が述べ1,352人ということで、今回700人程度にちょっと落ち込むのではないだろうかというふうな予想で今回の減額をさせていただいております。

それから、歳入予算につきましては、それぞれの予算につきまして、法定の率分を含めて予算の計上をさせていただいておりますけれども、6 ページのところ、上段のところになります国庫支出金、国庫補助金のところで、5目と6目がございまして。5目のところは、保険者機能強化推進交付金ということで、これまでもあったものでございます。54万3,000円ということで、今回、当初予算で、補正前で200万円ありましたので、254万3,000円の内示をうけて、今回の補正に至っておりますけれども、6目のところの介護保険保険者努力支援交付金というのが新たに令和2年度から追加になっております。金額として、271万3,000円の内示を受けているわけですが、まず、その保険者機能交付金は御存じのとおり、各自治体における高齢者の自立支援、重度化防止へ向けた取組というふうなことで創設をされ、地域包括ケアシステムの取組の進捗具合、評価具合というふうなことで県のほうで算定をされるわけですが、今回新たに設けられた介護保険保険者努力支援交付金につきましては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるためというふうなことで、厚生労働省のほうで創設をされておまして、中身につきましては、介護予防と健康づくりに資する取組をするための財源というふうなことで配分がなされておまして、今回の補正にありますように、271万3,000円の内示を受けたところでございます。

すいません、予算の説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

1点だけですけれども、先ほどありました10ページの要介護者高額介護サービス費の内訳なんですけれども、当初の計画が2,700万円と500万円ということで、実績に基づくということだったんですが、何か件数が増えたとか、特異な支出があったとかということで、分かればお答えいただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

この高額介護のこの予算につきましては、施設へ入所された件数と連動していくようなところがございまして、必ずしも傾向として増えているとか減っているとかということではございません。近年の動き等で予算を組んでいくわけですけれども、たまたま今年度入所者の数の関係から、ここの増加が少しみられたというところでございます。そういったところでよろしかったでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

それはそうだろうというふうに思ったんですけど、施設入所の場合でも、いわゆる高額になるケースですから、そういった意味では、やはりコロナの影響で入所される方が増えたという、そういう不安から増えたということなどもあるのかなというふうに思って、特にそういった傾向は出ていないでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今御質問があったような傾向があるというふうには聞いておりません。

議 長（川副 善敬 君）

1番。

1 番（須藤 敏規 君）

1点だけちょっと。8ページに、後期高齢者医療特別会計からの繰入れということで特別会計間のお金の出入れとあります。そういうのがあるのかなと、ちょっと疑問に思ったものから、他会計繰入金というのは、ここに書いてある後期高齢者医療特別会計繰入金、ほかにどうするのがこの科目に入ってくるのでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

ほかにどのようなものが入ってくるかといったときには、ちょっとすいません、今、手元に持ち合わせておりませんが、今回の後期高齢者医療との双方のやり取りにつきましては、保健事業との一体化というふうなことで、後期高齢者の事業を進めていく中での保健データ、そういったものを介護保険でも活用していくというふうなことで、今年度から一体化の事業を県下全域進めておりまして、その関係で、会計間のやり取りをどういうふうにするかというふうなことも含めて、県内の自治体、それぞれ協議をする中で、こういったやり方をしているというふうなところでございます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

そしたら、分からんですけど、補助金的なものでやるということなんですか、どがんでしょうかね、保険事業のこのお金を向こうで使うとか、そういうのがあり得るのかなとちょっと疑問を持ったものですから。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

補助金ということよりも、一緒に一体となって事業をしていくということですので、ただ、実際に事業をしていく予算の執行が介護保険特別会計ということになりますので、そこに対して後期高齢者の特別会計が必要な財源を負担するという、そういった意味で捉えていただければというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この他会計繰入金は、そしたら後期高齢者医療特別会計の繰入金だけが入ってくるというふうに認識しとけばよろしいですか。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

現時点では。

議 長（川副 善敬 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第99号 令和2年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第100号 令和2年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） —

議長（川副 善敬 君）

日程第9、議案第100号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第100号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、補正額597万1,000円、計1億1,078万4,000円。1 項後期高齢者医療保険料、補正額、計とも同額です。

3 款繰入金、補正額104万9,000円、計4,403万1,000円。1 項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

5 款諸収入、補正額52万2,000円、計1,105万7,000円。4 項受託事業収入、補正額52万2,000円、計1,083万2,000円。

6 款国庫支出金、補正額、減額15万9,000円、計3万9,000円。1 項国庫補助金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額738万3,000円、計1億6,601万4,000円。

歳出でございます。

1 款総務費、補正額ゼロ、計158万7,000円。1 項総務管理費、補正額ゼロ、計117万8,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額686万1,000円、計1億5,330万2,000円。1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

4 款諸支出金、補正額52万2,000円、計677万3,000円。2 項繰出金、補正額52万2,000円、計656万2,000円。

歳出合計、補正額738万3,000円、計1億6,601万4,000円。

次のページ、2ページの事項別明細書の1総括については、説明を割愛させていただきます。

次、3ページを御覧ください。まず、歳入でございますけれども、一番上段にあります特別徴収保険料と普通徴収保険料ですけれども、これは、広域連合からの通知に基づく補正で増額をさせていただいております。

それから、4ページのほうに、国庫支出金の中で、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、これは、システム改修として、住民税の基礎控除と所得控除の振替が行われるものに対応するシステム改修でしたが、これについて、補助の内示額が減額となりましたので、15万9,000円の減額で、これに伴いまして、3ページのほうですけれども、3款1項1目の事務費繰入金ということで、一般会計からの事務費繰入金を15万9,000円増額をさせていただいているところです。

それから、5ページの歳出のほうを御覧いただきたいんですけども、こちらの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ということで、こちらも連合会から通知がありました保険料分と、それから保険基盤安定負担金ということで、これも国保と同様に7割、5割、2割の軽減分、こちらを計上をさせていただいております。

そして、最後4款2項1目の他会計繰出金ですけれども、これは、先ほど御質問があつておりました介護予防と保健事業の一体的実施にかかる介護保険特別会計への繰出金ということで、こちらにつきましては、3ページの歳入のほうで、後期高齢者医療の特別会計としましては、広域連合のほうからの受託事業という形で委託を受けて、52万2,000円の受託収入が増額ということで、その分をそのまま介護保険特別会計のほうに繰り出しているという状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3番（永田 勝美 君）

1点ですけども、3ページの特別徴収保険料と普通徴収保険料で、普通徴収保険料のほうに17%ほど補正が入っていますけれども、特別徴収については、広域連合の通知に基づく補正ということで、それなりに理解できるような気がするんですけども、私も詳しくないんですけど、普通徴収保険料については、収納については、窓口は町当局でやるのではないんですか。それであれば、その理由というのが、普通徴収額が大きく増えたということについて、理由といたしますか、内容について御説明いただきたいと思っております。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

当初これを組むときに、昨年度の完全に実績ではございませんが、実績を見ながら特別徴収になる分と、特別徴収にならない分が普通徴収で集めるという形になりまして、当初組むときには、特別徴収の大体割合が68%ぐらい、合わせた額の68%ぐらいが特別徴収、残りを普通徴収というふうな組み方をしておったところが、今現在のおおむね実績で、この割合が、特別徴収が65%、普通徴収が35%というふうな割合になっておりますので、それに合わせて特別徴収と普通徴収のほうの割合に振り分けたというふうな状況でございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

大変ちょっと乱暴な理解かもしれませんが、いわゆる特別徴収というのは、年金受給者であれば通常普通の受給ということで、普通徴収の場合は、一定額に満たない方の、いわゆる年金額の総体として安い方の分が普通徴収になるのかなというふうに理解しているんですが、ということは、全体として年金額が総体的に下がっているということなんですか。

議 長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

ここにつきましては、毎年度実際増減がまちまちございまして、確におっしゃるとおり、年金が少ない方が普通徴収というのも1点ございませけれども、年金受給を開始をされてすぐ特別徴収になるわけではございませんで、特別徴収開始までに相当の時間、かなり半年とかそれ以上の時間がかかる場合もございませんで、その間は普通徴収で徴収をせざるを得ませんで、そういったもろもろ事情がございまして、毎年度ちょっと内訳が変わってくるというふうな事情がございませ。

以上でございませ。

議 長（川副 善敬 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

今の議論を聞いて分らなくなりました。特別徴収は年金から特別徴収ですね。普通徴収の窓口はどこか、その事務処理の関係の諸手続きを行っているのはどこかという質問やっと思っんですよ。それは、連合会なのか、役場なのかと。

課長の説明は、両方とも連合会から通知があっんで、補正額を増額したということをおっしゃられてる。だから、管理は、町は一切してないんだと、全ての窓口は、あくまで連合会であっんで、把握のしようがないんですよというふうに最初の説明があっったんですけど、なんか、率の何%と何%の普通徴収と特別徴収、実に分かりにくい状況です。

まず、その課税とっいていいのか、料金の通知と納付書発行をどのようにやっんで、料金はどちらのほうに収納して管理されているのかとっいてのを詳細に説明していただっけんですか。それで、どういっう状況で今回補正になっったとっいての説明をしていただっければ、理解しやすっいんですけど。

議 長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、保険料の賦課とっいての部分でいっきますと、広域連合と佐々町の連名で保険料の決定通知はお送りしているところなんです。実際に賦課の作業をするところのは広域連合のほうで行っます。そこの、ただ広域連合から直接送るわけではなくて、通知書が佐々町に届きまして、佐々町のほうから各被保険者のほうにお送りをするというふうな形になっておっります。この賦課の

作業というのを広域連合が実際行うようになっている関係で、この後期高齢者医療につきましては、保険料収納の見込みとかというものを広域連合のほうから通知としていただいて、それを予算化しているというのが、各市町が予算化しているというのが実態でございます。ですので、当初計上するとき、それから今回みたいに実際に途中で増減ありますけれども、その補正というのも連合会からの通知によってやっておると。これの特別徴収と普通徴収の振分け方につきましては、それぞれ市町の年金受給者の関係、受給のタイミングとかで各市町変わってまいりますので、それは町のほうで実績を見ながら、特徴と普徴に振分けを行っているというふうなことでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

先ほどの後期高齢者医療特別会計の繰入れが先ほどの議案でありまして、今回の5ページのほうの介護保険特別会計繰出金の合計は合うんですけど、出したほうと入れたほうの金額に齟齬があるもんですから、どういうからくりがあるのかなということで、課が違うからそれぞれマンパワーが効いていないのか分かりませんが、そこら辺の入りと出がでてないということは、款項も違いますので、議案が再提出になるかも分かりませんが。回答を。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（16時36分 休憩）

（16時36分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

この後期高齢者医療特別会計からの繰出金とそれから介護保険の特別会計での受入額に差があるというところでございますが、実は、介護保険の特別会計のほうで、以前予算化するときには内訳を誤っておったということで、今回、そこも含めて繰入れを調整をしてある関係で、ここに差が生じておるということでございます。今回の補正額の金額に誤りはございません。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

誤りがないとおっしゃったのは、補正後の金額が正であるということですか、今までの予算計上が間違っていたということになるわけですかね。

例えば、両方の議案書の繰入れ、繰出しを見ていただければ、後期高齢者から52万2,000円、介護保険のほうに繰り出していますよ。介護保険では三角の35万8,000円していますよ。通常私

たちが考えるのは、出したらその金額が同じに入りとして入ると認識しておったものですから、からくりが何かあるのかなと思ってお尋ねしているんですよ。

以上。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

後期高齢者医療からの繰出金に対して、今回介護保険のほうの繰入金のほうが減額ということになっておりますが、当初で組む段階で、ここを介護保険のほうの特別会計の中での後期高齢者医療特別会計繰入金というのを多く計上しておったということでございます。今回の補正でここが繰入れと繰出しの関係が金額が一致するというふうに、今回の補正後になるということでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（16時40分 休憩）

（16時41分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長ほうから発言の申し出があつてます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり先ほど指摘があつたように、当初で介護とそれから後期の繰出しっていいですか、繰入れは、合わなければならない、金額がですね、合つとかなければならないと思つています。そこがまず合っていなかったっていうのが、大変申し訳なく思つていますし、今後十分注意しながらやっていかなきゃならないと思つていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

1 ページ、ここが違うてね、こういうパターンでいいのかつて言いよつと。これが許されるのならよかんですけど。そいだけですよ。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（16時43分 休憩）

（16時46分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、1番議員がおりませんが、ほかの議員全議員おりますので、説明して。
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

今回の補正といいますよりも、まず当初予算の計上するときに、後期高齢者のほうと介護保険のほうとの後期高齢者から繰り出す。介護保険のほうで繰り入れるところの金額を当初予算計上時に一致させるべきであったところを、その連絡がうまくいっていませんで、誤って計上をしておったところが実態でございます。今回の補正につきましては、そこを最終的に合わせるというふうなことでの補正をさせていただいているところでございます。誤りにつきましては、連絡ミス等々ございまして、今後このようなことがないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありますか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第100号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第101号 令和2年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第10、議案第101号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第101号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

議長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

4款繰入金、補正額、減額21万5,000円、計714万9,000円。1項他会計繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額21万5,000円、計973万6,000円。

歳出でございます。

1款総務費、補正額、減額27万5,000円、計813万3,000円。1項施設管理費、補正額、計とも同額でございます。

4款予備費、補正額6万円、計62万3,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額21万5,000円、計973万6,000円。

次のページ、2ページの事項別明細書の1、総括については説明を割愛させていただきます。

最後のページ3ページを御覧ください。

まず、歳出のほうでございますけれども、1目の一般管理費の中の11節と17節、役務費と備品購入費について、執行結果の残額を減額をさせていただいております。

この17節の備品購入費につきましては、サーマルA Iカメラと低濃度オゾン発生装置の購入でございますけれども、これにつきましては、歳入のほう、一般会計繰入金のほうをいただいておりますので、一般会計繰入金を、同額21万5,000円を減額をさせていただいているというふうな補正になっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（川副 善敬 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第101号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（16時52分 散会）